

平成29年第4回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成29年12月 5日
本日の会議 平成29年12月 7日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

13番 堤 理志 議員 14番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時25分

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。

なお通告外に渡っての発言はできないことを申し伝えます。

通告順6、安部都議員の①公共施設使用料の改定見直しと今後の事業計画について、
②高齢者の入浴補助券についての質問を同時に許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆様おはようございます。本日の1番手となりました。寒さに負けず頑張りたいと思います。それでは質問を行います。

①公共施設使用料の改定見直しと今後の事業計画について質問いたします。今年4月より利用する人と利用しない人との公平性の観点から受益者負担または応分の負担という説明によって公共施設使用料改定が行われました。8か月経過後でも町民から様々な声が聞こえてまいります。改定後の施設等の利用状況と改定後の町民への周知、使用料改定の見直しや今後の事業計画等についてお伺いいたします。（1）8か月経過後の使用料徴収額と各施設の利用状況はいかがでしょうか。（2）町民からの新たな意見や反応はあったのでしょうか。（3）町民への料金改定についての周知はその後行われたのでしょうか。（4）減免団体の今後の取り扱いはどのように確定していくのでしょうか。（5）公共施設使用料の用途は今後どのように考えているのでしょうか。（6）公会計財務書類を活用し、施設別のセグメント情報を把握し事業計画を図っていく考えはないのでしょうか。

②番、高齢者の入浴補助券についてお伺いいたします。入浴補助券についてはこれまでも長年住民の喫緊の課題でありました。高齢者の健康増進と癒しのために入浴補助券が配付をされております。しかし昨今そのシステムも変貌し、高齢者にとって使いにくくなってきました。それについて多くの高齢者から不満の声も聞こえてまいります。今後の活用と対策についてお伺いいたします。（1）現在の入浴補助券の仕組みはどうなっているのでしょうか。（2）新しいシステムに変更した時期とその根拠は何でしょうか。（3）高齢者が1人で入浴券を交換できない場合はどのような対応をしているのでしょうか。（4）入浴補助券をタクシー券やバス券への変更についての考えはどのようなものなのでしょうか。（5）新システム後の入浴補助券配布数と使用金額について今後の予想はどのように考えるのかお伺いいたします。

それでは答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。今日、最初の質問者であります安部議員の御質問にお答えをいたします。1番目の御質問につきましては所管をしております教育委員会の方から回答をいたします。私の方から2番の高齢者の入浴補助券についての御質問についてお答えをいたします。2番目1点目の入浴補助券につきましては2つの観点から考えております。1つは高齢者の外出機会と健康づくりの場を確保する。そして2つ目は健康の保持増進を図って要介護状態とか要支援状態になることを予防すると、このことを目的としまして年度内に65歳以上になられる方に対しましてお配りをし、町内の入浴施設あるいはプール等々で使用をしていただいております。今年度使用していただいている補助券は4月から使うことができるように昨年度末3月に対象の方に案内はがきをお送りしまして、役場を含む町内6か所の施設ではがきと引き換えに補助券を受け取ると、そういう形をとっておるところであります。また本年4月からの施設使用料の改定に伴いまして、これまで50円が100円に上がりましたので、50円の36枚綴りで1冊だったものを今年度からは100円券の18枚綴りで1冊としまして、そして使用頻度をできるだけ上げていただこうという趣旨で、使用枚数を2枚の200円までとさせていただきますと実行しているところでございます。

2点目の新しいシステムに変更した時期とその根拠についてという御質問でございます。1点目の質問で申し上げましたこの補助券の配布方法と使用方法につきましては、今年度から変更しておるのは御案内の通りでございます。まず補助券の配布方法についてでございますけれども、昨年度は基本的に対象者の方に直接補助券を送付をしておりましたけれども、外出機会の創出と健康づくりを目的としたこの事業の趣旨、こういったものを考えまして、案内はがきと引き換え方式とそうように変えさせていただきました。また利用方法につきましても、これまで1回当たりの使用枚数制限はありませんでしたけれども、先程御紹介しましたように外出の機会をたくさん作っていただくために1回当たり2枚までの使用と、そういう方法を取らせていただいております。

3点目の御高齢者が1人で入浴券を交換できない場合の対応という御質問でございます。この補助券の受取りにつきましては、御本人ではなくても家族とか代理の方でも受け取ることはできます。そしてまたそういう方もいらないということであれば、郵送という形で送らせていただくと、そういう方法をとっておるところであります。

4点目のタクシー券やバス券への変更についてということでございます。入浴補助券の利用につきましては再三私申し上げておりますけれども、入浴補助券の問題とタクシー券バス券の問題というのは別の問題というふうに考えております。そういう中で、利用者の方々からも様々な御意見そして御要望をいただいております。その中でも、先程申しましたバス券やタクシー券などの交通助成券への変更につきましては御要望が高いということも事実でございます。先程申し上げましたけれども入浴補助券の趣旨につきましては、まずこの事業は国保の健康づくり事業として実は開始したんですよ、最初は、入浴によって得られる温浴効果、膝や腰への負担の少ないプールでの運

動、そういったものによって高齢者の健康づくりを推進する、またそこに集う方々との交流の機会も増やしてもらおうと、そういった形で健康施設の一環として取り組んできた事業というのがこの入浴事業でございました。バス券やタクシー券などの交通助成券につきましては、新たに出てきた要望であるというふうに考えております。しかしながら、着実に進んでいる高齢化に対する高齢者施策の1つとして捉えることもできるわけでありまして、財政状況も厳しい中ではありますけれども、利用者の要望等に応えられるよう新たな課題として現在は検討しているところでございます。現段階ではまだ実施の有無について明確なお答えはできませんけれども、内容が固まり次第、皆さん方に周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。

5点目の入浴補助券配布数と使用金額の今後の予想についての御質問でございます。今年度の入浴補助券の配布数につきましては11月20日時点になりますが、4,816冊でございます。また使用金額につきましては、月締めで入金をしておりますので10月末現在となりますけれども133万2,900円となっております。今後の予想につきましては、使用金額が前年同時期と比較して低くなっていることから減少することも予想されます。事業の見直しと併せて利用方法につきましても検討してまいりたいとそのように考えております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さん改めましておはようございます。では私の方から安部議員の1番目1点目の8か月経過後の使用料徴収額と各施設の利用状況はどうかという質問にお答えいたします。使用料徴収額につきましては、生涯学習課所管施設の上半期における前年度分との比較となりますが、利用料で約360万円の増額となり、43%の増加となっております。利用状況につきましては、体育施設での比較となりますが、登録団体が24団体約10%増加となっております。利用件数はグラウンドの件数は減少しておりますが、体育館の方はほぼ同数件となっております。また利用時間でございますが、全体的に3時間使用が減少し、2時間使用が増えている状況でございます。空いた時間を利用する団体が増え、より多くの方に利用いただいております。これらのことは施設使用の適正化が図られた結果であると考えております。

次に2点目の町民からの新たな意見や反応についてお答えします。一部の住民の方からは、使用料を払っているのでもっと施設を整備して欲しいなどの御意見は伺っておりますが、4月以降はどの団体からも要望書等は提出されておられません。このことから多くの町民の皆様につきましては、今回の改定に一定の御理解をいただいているものと考えております。

次に3点目の町民への料金改定についての周知はその後行われたのかの御質問にお答えします。周知につきましては、今年1月から4月にかけて、早く周知ができる方法によ

り順次行ってまいりました。自治会回覧、各施設への掲示、ホームページ、広報ながよの他、体育施設等登録団体説明会など様々な手段により周知を行ってまいったところでございます。現在はホームページへの掲載及び各施設での掲示により周知を行っているところでございます。

次に4番目の減免団体の今後の取り扱いについてお答えいたします。減免団体につきましては、様々な団体の皆様と協議させていただいた上で案を作成し、議員の皆様より御承認いただき、決定したものでございます。現在利用者の方との団体登録の申込み時に書類により、減免団体かどうかを判定しているところでございます。減免団体につきましては今後とも現状のままでいきたいと考えております。

次に5点目の使用料の使途についてお答えいたします。公共施設使用料につきましては、公平性の担保及び自主財源の確保の観点からお願いしたものでございます。このことから施設使用料につきましては、各施設の維持管理費及び施設整備のための財源とさせていただきます。

次に6点目の公会計財務書類の活用についてお答えいたします。現在作成しております公会計財務書類は現行の予算決算制度である現金主義会計を補完するものとして、固定資産台帳の整備により資産形成に関する情報を明らかにするとともに、発生主義による行政コストを総体的に把握するものでございます。昨年度におきましては、使用料改正におきまして管理運営費などの参考にして試算をいたしました。今後、使用料を改正する際には同じような考え方にに基づき、施設別のセグメント情報を参考にして活用することも可能であると考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは再質問を行います。公会計財務書類に基づき、公共施設等総合管理計画などを基に今後の事業計画をランダム的に訊いていきますので御了承をお願いいたします。それでは質問いたします。8か月後の使用料の徴収額、各施設の利用状況というところで360万のアップ、43%のアップというところでありましたけれども、当初1年間の見込額というところで1,925万4,470円と見込まれてましたけれども、町民が使われてる33施設で見込額を下回るというところによろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

議員のおっしゃられた1,900万につきましては、減免措置を行う前の見込額でありまして、現在の360万につきましては減免措置後の使用料増額というふうなことで1,900万に対して下回るというふうなことでよろしいかと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは減免を行った団体の総額というのは360万を引いた金額というところよろしいですか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

360万増額しておりますけども、その中には減免団体の納付していただいた使用料も含まれているということになります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今年の3月、ある団体から公共施設の使用料延期を求める5,700筆の署名も出ております。民主主義にもないという声も聞かれておりますけれども、今現在一時的にはアップしたというふうに先程言われておりますけれども、実際このように多くの方々からいまだに、どうして公共施設の使用料を町民から取るんだという否定の声も聞こえてまいります。それに受けて町長はどのように今現在考えてらっしゃいますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

3月の段階で署名ということで提出されておりますけども、先程教育長答弁にありましたとおり4月以降につきましてはそういった要望書等が出ておりませんので、町民の皆様からは一定の御理解をいただいているものと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

一定の理解を得てるというところでありますけど、町民の方は諦めてるところもあると思うんです。理解をされてない方が多く、多分いらっしゃると思うんですが、公共使用料改定の影響が大きいこと考えると、使用料のやはり根拠を示すべきではないですか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

今回の使用料改定におきましては既存の、町外者から施設使用料を取っておるわけなんですけども、その2分の1ということで町民の皆様には負担ということでお願いしているものでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やはり理解されてない方達もいまだにいらっしゃるところは、今現在施設ごとのセグメントを作成して発生コストなども算定しておりますので、そこをしっかりと住民へ今後説明をする、理解を得るために説明をするということはないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員がいろいろ今後のこととお話しされてるんじゃないかと思うんです。今4月からは議会の方に御承認をいただいた使用料で今お願いをしていることであって、今後の課題としてそういうセグメント、財務情報関係も考慮しながら再度計算するのかということだと思えます。そういうものも実際は計算をしながら近隣の水準、また政策的なことも加味して今回の単価を決めさせていただくわけですので、今後もその単価に関しては今の時点では見直す計画はございません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

政策的なところを考慮されてるということでもありますけれども、それでも町民が負担をするのにその納得がいかない状況でありながら、33施設での今後のコスト、1年間のコストというのが分かれば教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

コストということでございますので、平成28年度決算ベースでちょっとお話をさせていきたいと思っておりますけども、体育施設で11施設ございますが、年間の歳出が約6,830万です。それと使用料の収入が1,570万。約23%しか使用料では施設の運営が見れてない状態でございます。それと公民館等の文化施設が10施設ございますが、運営費が2億840万、収入が1,240万程度です。大体1億9,500万程度が持ち出しという形になっております。だから施設的には5.9%、約6%ぐらいの収入で運営をしているということが現状でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

体育施設、運動場、館も合わせてるのでしょうか、全て。その中には以前徴収していた5つの分も入ってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

安部議員、今、答弁は平成28年度の回答ですから、前提に質問して下さい。

○3番（安部都議員）

施設の管理運営費というのは維持費、人件費、水道、光熱費とか委託費などのコストが必要だと思いますけれども、23%ですか、だいたい費用を取った中、その管理運営費の中から23%だったり5.6%だったですか、その運営費に充てられないというところで、その後は住民の税金で賄ってるところでよろしいんですか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今議員がおっしゃるように、他の部分に関しては税金をそのまま充てるという形になってまいりますので、そういうもので利用をされる方、利用をされない方、不公平があるということで使用料の見直しをさせていただいたことでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。しかしやはりこう町民の方々が、今の支出に対してこれだけ数%の収入はあるところでありましてけれども、やはり納得してないところは町民の皆様には負担をするというところで、町民の皆様が納得してないというところもありますので、その辺りはどうかなというふうにも思ってしまうわけですが、この財政のマネジメント強化で地方公会計を予算編成等に積極的に活用して、限られた財源を賢く使うという取り組みは重要なことでもあります。しかしそこで本町は公共施設総合管理計画や公共施設カルテなども今現在策定をしておりますけれども、それでは今後これをどのように活用していくのか、今後も継続的に行うのか、その辺りをお聞かせ下さい。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

先程もちょっと申し上げたんですけども、使用料の計算の中には減価償却費それと管理運営費を足したものを館の面積であったり開館時間であったりその面積であったり、そういうもので換算して、大体幾らだよということを計算するわけです。そういうものを先程言われるようなことも含めて計算をして、近隣の水準関係それと政策的なものを入れて御示ししとるわけです。今の財務情報辺りだけで計算をすると、もっと単価的には上がるような形になってまいりますので、そういうものと近隣の町村関係を加味して今回お願いをしてるわけで、決して今回の計算の中にそういうものを入れてないということではなくて、今おっしゃってることを含めて計算をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今のところ本町としては、固定資産台帳と総合管理計画などの数値というのはリンクしてないというふうに思いますが、今後、数字のしっかり見える化として台帳を作成すべきだと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

公会計の財務諸表の整備といたしまして、固定資産台帳、それについては今既に町内では整備をされているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。そういうところで固定資産税のリンクにしっかりとシフトして、そしてまた公共施設の耐用年数やコスト面などほぼ把握されていると思いますので、これを将来的にどのように町政に生かしていくのかというところで、もう一度教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

固定資産台帳につきましては、この中に老朽度といいますか施設を建設してからどれぐらい経ってるのか、減価償却費等でその老朽度というのを把握することが可能であると考えております。その考え方を基に、簡易な方法ではあったんですけども公共施設等総合管理計画の中で、今後の更新経費であったり長寿命化にかかる改修経費であったり、そういうものがどれくらい掛かるかというものを試算をしております。これはあくまで帳簿上の話ですので、今後は実際に施設の状況を把握するという事で、現在劣化状況調査というものを行っております。その結果を踏まえまして計画的に改修をしていく、もしくは長寿命化を図っていくということを検討してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議長。

○3番（安部都議員）

本町の固形有形資産物は減価償却率が、資産の老朽化が74.2%というところであり、理想的な数値としては40～50%というところで、資産の老朽化が高いため住民1人当たりの試算額も他の団体と比較したら低くなるというところです。そこで今後の施設の統廃合も視野に、どのように今後図っていくのかを教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長

○政策企画課長（荒木隆君）

この総合管理計画の中には、今後どういった方針でいくのかという町の中の施設全体のことをお示しをしております。その中にも複合化であったり統廃合ということも視野に入れながら適正な配置に努めていくというふうにしております。統廃合に当たっては、これは管理計画の中にもお示しはしているんですけども、例えばコストの面、他の施設よりもより経費が掛かってる一方で例えば利用者が少ないと。そうした場合は他に利用、用途を変更ができないかとか、廃止という議論の材料にはなるのかなと思ってます。ただそれは帳簿上の数字だけでは判断ができませんので、その施設の持つ役割ですとか立地、それから必要性こういったものも含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

例えば、図書館は今現在築60年を経過しております。長与町ふれあいセンターや長与町健康センターの3、4階は52年経過してるところです。他の施設は30～40年というところなんですが、公共施設の更新費用として直近10年間で事業費の年平均額がおおよそ18.3億円というところで予算が出ております。新規整備事業を引くと約10.3億円掛かる予算であります。そこで新築して現役世代が負担するのか、それとも長寿命化を図り将来世代が負担するのかというそういう選択制を迫られる時期にも来ていると思いますが、その辺りの見解を教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

計画の中でもお示しをしておりますとおり現状今ある建物をそのまま更新した場合にはやはり多額の経費が掛かるということで、一定使えるものは長く使っていきたいというもので長寿命化も検討を視野に入れております。現在実施をしております施設の劣化状況調査、この結果を踏まえて例えばこの施設は長寿命化を図った方が建て替えるよりも後々の経費が安く済むとか、そういった検討をしながら長寿命化を図るべき施設、もしくは建て替えた方がコスト軽減につながる。そういったものを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

維持補修費、長寿命化、建替等の1番老朽化した順位に町民から必要とされる頻度の高い中から計画的に1年、3年、5年、10年というようなビジョンを策定して管理計画の基準を明確化するべきではないかなと思っていますが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

なかなか3年、5年、10年という中にうまく当てはめていくというのは難しいと思っておりますので、まずは現在の施設の実際の状況というのを把握しまして、優先度が高いところから実施をしていくというふうな計画を立ててまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員、今回のテーマは公共施設使用料の改定と今後の事業計画についてですから公共施設の使用料金と関係する質問を行って下さい。

安部議員。

○3番（安部都議員）

公共施設の使用料に関して、財務書類を基に質問をしておりますので使用料だけではございません。今後の事業計画も聞いてるところでありますので、その辺りは適切だと思います。そして1番良い形で財源も少なく町民に説明をしながら納得しながら、今後維持補修をしていかなければいけないというところではありますが、今は公共施設の維持補修をするというところ、長寿命化を図るというならばやはり将来的な世代に負担を掛かってしまうというところで、またその新しく建て直しが必要となるわけですので、その辺りは新築でするよりも長寿命化がいいのか、その辺りどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

課長の方から公共施設等総合管理計画の策定、それに基づいた具体的な各施設ごとの劣化状況調査を現在、実施しているという旨をお答えさせていただきました。そもそもこれらの取り組みは、新しく作るより賢く使うという国のインフラ長寿命化計画を踏まえて全国の自治体が同じようなスタンスで進めているものでございます。そもそもその根底にあるのは、過去においては新しく作るということが優先されていたような時代もありましたが、現在ではそういったことが許されない、そういう財政状況にございますので、できるだけ長く使っていこうというのが根底にあります。ということはそれは将来の世代にわたって、できるだけ負担を少なくしていこうということが根底にあるということでございます。そういう中において、先程からございますように施設の目的等が過去において整備した時点と現在変わってきている可能性もありますし少子高齢化進んでおりますので、ですので今の現在の行政需要に見合った形でどういった形で整備していくべきなのか統合していくべきなのか、そういったことを今後検討してまいりますが、材料といいますか、それを今現在集めているというところでございます。それと財務書類との関係でございますが、公共施設等総合管理計画の策定におきまして、各施設の維持管理経費これも当然先程の施設使用料と同じように踏まえまして、当然、経費がどれぐらい掛かっているのか、今後どれぐらいの経費が掛かっていくのか、そういったものを踏まえないと将来的な計画の策定に繋がっていかないということでございます。です

ので、こういった作業をそれなりに済ました次の段階で、具体的な施設、この施設をどうしていくのか、これとこれをどう絡めていくのか、そういったことの検討を今後進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解致しました。そういう1番いい方法で将来の負担を残さないような状況で整備を行っていくというところで、分かりました。

それでは4番の減免団体についての質問を致します。まずは減免に入る前に、ふれあいセンターの施設及び管理計画に関する条例のところ、ホームページで見たんですが、気づいた点がありましたので1つ指摘を致しますが、第9条の使用料の減免で町長が特別の理由があると認める時は使用料を減免することができる。のみ記載をされておりました。他の施設は減免対象団体や事項など記載されてかなり変更されてるんですが、このふれあいセンターについての記載は変更されてないのはどうしてでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

当然、ふれあいセンターも今回の使用料改定の中に含まれております。その文面につきましてはちょっと検討させていただいて、修正をさせていただくというふうに考えております。申し訳ございません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解を致しました。それでは施設使用料全額の免除団体100%の減免であります、現在17団体ございます。そこで一般の団体の171団体は減免対象から外れているんですけども、この減免団体の減免規定の根拠というのを教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

減免団体につきましては12月の全員協議会で説明をさせていただきましたが、町全体に係る組織、町の体育協会であったりとか、文化協会又は自治会長連合会とか、そういった町全体の組織に関する団体につきましては100%の免除をするというふうなことでさせていただいております。また、その他にも免除団体につきましては65歳以上の団体、または小中学生で作ってる団体、これらにつきましては公民館とか体育館が50%の免除、グラウンドが70%の免除ということらせていただいております。また自治会とか体育協会に加入されてます単位競技協会につきましては50%との免除というふ

うなことでさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それは了解しておりますが、その根拠が分からないんですよ。町に関わる団体組織は減免をするけれども、一般の団体、例えば約23年間続けてきたひとり暮らし等の高齢者や障害者のための食事の配食サービスなどを行ってるボランティアグループがございまして、そこが今回から使用料を取られるというところで非常にショックだというふうに御相談がありました。そこはお弁当を配りながら同時に高齢者などの見守りの活動も行っているところでもありますけれども、こういう市民団体が町に関係の団体ではないのか、3番の社会福祉関係団体に当たるのではないかというふうに思われますが、その辺りどうして外れるのか、その根拠を教えてくださいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

先程言いましたとおり団体ごとに区分をするというふうなことで65歳以上の団体かということさせていただいております。これにつきましては、減免団体については庁舎内で情報共有しようということで、今現在町全体の登録減免団体数が481団体ありますが、それに基づいて減免等を行っているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

このような市民ボランティアの福祉団体こそ、やはり高齢者のお弁当を自分達で有志の人達で作って届けてるわけですので、そして見守り活動も一緒に行ってる。このような自分たちで絵も描いて、印刷をしてお弁当の上に包んで1軒1軒配ったりしてるわけです。こういった団体こそが福祉のボランティア団体と思いますが、全額免除に何でできないのかというところでちょっと納得がいかないというところで再度お願い致します。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

免除団体、全額100%の免除の団体につきましては、庁舎内で各所管が集まりまして協議した上で案を作成し、議員の皆様の方から承認をしていただいた件でございます。その時には社会福祉関係団体ということでは、町の社会福祉協議会、町の障害者福祉団体、町の老人クラブ連合会ということで全額免除する団体については町全体の組織についてのみ全額免除というふうなことで協議をしておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは条例及び施行規則で定める使用料の減免規定は変更をされないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

減免規定については教育長答弁でもありましたとおり、現状のままいきたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ここの団体は12月までで現在のシステムを一旦終了致します。このようにボランティアで行ってるのにこういった場所の利用料を取られるというところで、ひとり暮らしの高齢者から止めないで下さいというところで、来年度から約15名ぐらいの少ないメンバーで行うそうです。そして利用料も100人分作っているの、それはもう今ふれあいセンターでしか使用ができないわけです。だからそれが来年からは65人に縮小されてしまいます。それでメンバーから落胆し失望の声しか上がってこないんですけども、どうしてそこが福祉ボランティア団体、冷暖房費、洋室、和室、印刷費、研修費など様々経費が掛かるわけなんです。だからそこがどうして全額免除にならないのかというところで、福祉団体として納得がいかないところです。いかがですか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

全額免除団体というのを決めさせていただきまして、今おっしゃってるのは福祉団体の下部というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、その小さな形で頑張っているという団体だと思えます。そういう方までは私どもとしましては拾い上げれない部分がありますので、そういう形で一生懸命いろんな福祉関係を頑張っているという団体であれば、減免申請をしていただいて、冷たい言い方になるんですけどそういう仕方をしていただいて、やはり今おっしゃるお話だけでお聞きすれば減免する価値というか、そういう対応をしなくちゃいけないような団体ではないかというふうに考えておりますので、そういう形でフォローしてまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

65歳以上はたくさんいらっしゃるの、50%になってるんです。しかし50%取られる自体がおかしいというところを私は言ってるわけなんです。だからそこが100%

になるのかどうなのかというところなんですけれども、そこは申請をしてまた新たにいうところでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今おっしゃるように、50%減免されてるのをまた100まで持っていくかというのはやはり内容をお聞きして、いろんなどういうことでこういうものが掛かってるんだよとか、こういうことでどうしてもここまでの部屋代は払えないよというようなお話もやはり細部をお聞きしないと減免に値するのかというのはやっぱり判断しかねる部分がございますので、それはその都度、協議をさせていただくような形になるかと思えます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。よろしくお願ひ致します。もう1つ障害者団体が町民体育館でバドミントンも行ってるんですけども、現在全額利用料を払ってるというところでした。その団体からもやはりどうして免除にならないのかと、半額にもならないのかという訴えがありました。利用料負担で1時間プレーする時間も短くなったそうです。そしてまた健常者もそこには数人いて共にバドミントンの利用を行ってるんですけども、やはり障害者の方が免除にならないのは配慮が無いんじゃないかというところも言われましたけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

スポーツでございますので、健常者であろうが障害をお持ちの方であろうがスポーツとしての利用ですので、そこは減免の対象にはならないのではないかと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

スポーツで健常者でも障害者でも減免はないというところですが、障害者は障害が進行したり、また固定したりしないために、また生きがいくりのために運動などを行うわけですので、一般の健常者とはまた全然違うわけです。そういったところで共生共存の理解も深めていかなければならないというところで、その考えは非常に配慮が無いと思えますので、例えば諫早市では障害者グループが健常者や他市町の人が入って加わってプレーをしても、障害者が1人でもいれば半額免除になってます。そのようにやっぱり考慮をするべきじゃないかなという思いますが、もう一度お聞かせ下さい。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

私が申し上げてるのは、スポーツですので皆さん健康を維持しようとか、そういう形で皆さんスポーツされてると思うんです。そのスペースに対しての使用料でお支払いしていただいていることですので、健常者の方であろうが、障害者の方であろうが、そのスペース代というかそういうものは一定額はお支払いするべきではないかと考えます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

あまりにも配慮が非常に足りないのではないかなというふうに思います。減免規定の根拠が団体によってばらつきがあって、明確にはなっていないというところで、町民の福祉の向上に繋がってないのではないかなと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ここについては今出されてますけども、きちんと話をして下さい。所管の方も何が何でもということじゃなくて、今、見直しをしながらやっておりますので、これをやりましたのはあくまでも公平性の担保、使ってる人も使っていない人も同じじゃやっぱおかしいのではないかと。それから機会の担保、これは1つの団体がずっと使ってる。無料だったら3時間も4時間も取ってしまう。そしたら使いたいところが取れないという大きなところの中でやってると。そしてここにありますように使用料についても本当に全予算の一部なんです。それは使ってる方々が例えばその時間は使っていておるわけですので、やはり何らかの負担をしていただけないと、やっぱり維持管理がやっぱり難しいというのがあります。そういった大まかな形でのことやっておりますので、1つ1つのことにつきましては、所管ときちんと話をしながら進めていただかないと、今そういった大きな中でこのことをやっておりますので、1つ1つここでこれはなるのかならないかというのはちょっと時間もあれですので、こちらとしては何が何でもということではなくて、それは一定理解できるところはやっぱりそれは変えていかなくちゃいけない部分もありますでしょうし、そういった形でやっておりますので、是非じっくり話すべきところは話をさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、町長のお話聞いてても、なんかやはり福祉に対する障害者の人達に対するこのような、やっぱり分かれてないのかなと理解されてないのかなというところで非常に悲しくなりますけれども、その辺りもう少し再度考えていただいて、今後、検討

していただきたいなというふうに思いますが、時間がないので次に行きます。

入浴補助券についてなんですけれども、現在36枚あったのが18枚になって1,800円になったというところで、4月から6か所の施設でしているというところで、昨年度までは自宅に全て送付していた。そして今年からは対象者自宅に送付した申請書に名前などを記載して引き換え方式になったというところでありますけれども、高齢者の多くの方達からどうしてこういうふうな高齢者いじめをするんだというような声が聞こえてくるんです。前は全てチケット何枚でも利用できたのが、今回からは2枚で200円しか利用できないと。でもお風呂に行くのも何百円もまた支払わなくちゃいけなくなったというところでありますけれども、高齢者の意見など聞いてどのように思われるのか、ちょっとその辺りをお聞かせ下さい。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

議員御指摘の件ですけれども、確かに今年度から枚数制限でありますとか、券の配布方法につきましては、町長の答弁のとおり、やり方を変えさせていただいたわけですが、そういった中で様々な御意見をいただいているところでございます。その中にはがきとの交換方式にしましたのは町長の答弁にもありましたけれども、まずこの目的が外出の機会をたくさん作っていただいて、健康に繋げていただくということが趣旨でございます。そういったこともございまして、町内6か所での交換方式ということをさせていただいております。こちらにつきましては、経費の面につきましても郵送料の削減に繋がっておりますので、そういったことで考えているところでございます。そして枚数制限なんですけれども、こちらにも外出の機会をたくさん作っていただくということで枚数制限をさせていただいたところではございますけれども、こちらについてはたくさんの方の御意見をいただいております。現在この事業につきましては全体的な見直しをしておりますので、その枚数制限等含めまして御要望いただいております件につきましては全て参考にさせていただいて、今現在見直しを進めているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今年の6月に同僚議員からこの入浴補助券についての質問で、町長が高齢者の外出機会の創出なども考慮して、また、今後そのチケットに関しては幅広い年代層を対象とした具体的な事業を検討すると答弁をされておりますが、この幅広い年代層を対象してという具体的な事業というのは今後定まったのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

この入浴補助券の事業につきましては高齢者の事業ということで、現在65歳以上の方にお配りをしている事業でございます。65歳以上の方はもちろん上限はございません、ただ高齢者事業ということになりますので幅広い年代層というのがちょっと、高齢者に限定をしている事業でございますので入浴補助券につきましてはですね。ですので健康維持、健康保持増進、そういった関連での事業につきまして幅広い年代層を対象としたような事業をしていくという意味での答弁だったかと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

また9月議会では、町長が補助金支給事業について見直しをする協議を進めているという答弁されてます。そして議員からは完全に今までのやり方を変えるのかと、券を支給しないことも選択肢として協議を進めているのですかという質問に、福祉課長が関係団体と協議をして全体的に見直しを考えているというところで答弁をされてますけど、既にこの新システムについて変更をして、今のシステムに変更があったというふうに思われますが、その答弁はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

この新システムというのは今年度29年度4月からやらせていただいている方法でございます。現在検討しているのは次年度以降、来年度以降の高齢者に対する事業につきましての検討を行っているということでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

来年度以降の検討をしているというところですか。分かりました。例えばこの入浴補助券はバス券やタクシー券に変われば健康体操など公共施設や役場まで行く手段にもなると思うんです。先程別問題と考えているというお答えがありましたけども、バス券タクシー券が高齢者には健康づくりと一体化して、行く手段として無い方達のための利用手段となると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

本町としましては町長の答弁にもございましたけれども、入浴補助券が元々国保の健康づくり事業の施策の一環ということで始めた事業でございまして、健康づくり施策といった意味合いがちょっと強うございます。交通助成券、バス券タクシー券につきましては近年高齢化が叫ばれてますけれども、そういったことでの高齢化対策の1つで最近

新たに出てきたといいますか、そういったことで本町の方でも検討しないといけないんじゃないかということで出てきた問題でございますので、そこはちょっと分けて考えさせていただきたいと思っております。ただ高齢者の方々にも様々な交通助成券の御意見もたくさんいただいておりますので、これも含めて今検討を行っているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それではこのシステムも現在変更したことも知らない高齢者たくさんいらっしゃいますので、お手紙が来ててもそれが何なのか分からんでもう捨てたという人達もいらっしゃるんです。そういったところで今後入浴券のシステムというか、今後どのようにこれをそのまま継続していくのかどうなのか、その辺りはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

入浴補助券をそのまま継続していくのかということ、こちらも含めまして現在検討をしております。高齢者の方々からの御意見を参考にした上で、現在今利用されてる方々のお声もたくさん伺っておりますので、それを参考にした上で、現在どういった事業を望んでいらっしゃるのかということで現場に合ったといいますか、そういった事業にしていきたいということで検討を進めているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

行政コスト削減が住民サービスの満足度の低下に繋がります。このようなことでは町長の幸福度日本一の町は望めないというふうに思いますが、町長、その辺り見解をお聞かせ下さい。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

これはあくまでも町民の皆さん方が入浴補助券にしましても、バスとかタクシー券もそうですよね、皆そういったものをやっぱり皆さん方どういう形で望んでおられるのかということは今アンケート調査をしております。我々もその辺りは町民の真意がどこにあるのかということをきちんと把握しないと、財源はもうパンクさせるわけにはいきませんので、この財源をいかに有効に使って皆さん方はこの健康維持してもらおうかという観点から論議をしておりますので、そのようにお考えいただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

(休憩 10時31分～10時45分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順7、金子恵議員の①里山林整備について、②行財政改革についての質問を同時に許します。

7番金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

では早速質問の方に入らせていただきます。①里山林整備について。森林の持つ機能には大別すると生物保全、地球環境保全、災害防止、水源保全、物質生産機能があると言われています。その環境を維持していくため、本町においても間伐事業など有害鳥獣被害対策にも有益となる里山林整備事業を実施していく必要があると考えます。現在ながさき森林環境保全事業が県において進められています。そして今年度本町においては東高田地区が実施する予定と聞いています。森林は人間が生きていく上ではなくてはならない機能を有していますが、現在の整備状況は極めて手薄状態であり荒廃化が進んでいる状況です。それが要因となり民家近くまでイノシシが出没し農作物の被害拡大などの問題を起こしているといっても過言ではありません。また本年10月1日には佐世保市の住宅街にイノシシが出没し3人が重軽傷を負ったという事故が起こっており、その脅威は本町も他人事では済まされない状況にあります。今後あらゆる面からの里山林の整備が求められますがどのように考えているのか質問いたします。（1）本町の山林面積は全体の33.7%となっていますが、管理整備状況はどうなっているのでしょうか。（2）荒廃した、これは管理されていないという意味ですが、森林では有害鳥獣による被害が全国的に問題視されております。本町においての問題点は何でしょうか。（3）今後森林環境保全のための対策は検討の予定は無いのか。以上3点を伺います。

②行財政改革について。今後予想される人口減少や人口流出などが要因となり、将来の財源確保の見通しは多くの自治体が課題としているところであります。本町においても例外なく、財源確保については現段階から考慮しておくべきであると思います。また第4次長与町行政改革大綱実施計画において（5）財政の健全化の内容においては6つの計画がなされており実施となっていますが実際はどうか。1年前補助金の見直しについての質問をいたしました。その見直しの進捗状況と自主財源確保に対する今後の取組を伺います。（1）補助金の見直しは金額も含めどれほどの効果があったのか。（2）自主財源確保の手段としてふるさと長与応援寄附金を実施していますが、近隣市町との比較の中で課題は無いのか。（3）新しい取組として具体的に検討していることはあるのか。以上3点、2つのテーマで今日は質問をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、金子議員の御質問にお答えいたします。1番目1点目の本町の山林面積は全体の33.7%となっているが、管理、整備状況についてという御質問でございます。御承知のとおり長与町は平成26年度から山地災害を防止する県施工の治山事業というものをやっていたいております。それは3か所です。1つは嬉里郷の梶原地区、2つ目は本川内郷の本川内地区、3つ目は岡郷の佐敷川内地区、この3地区で工事をしておりまして現在も継続していると。そしてまた新たに平成28年度から平成32年度までの5か年計画により森林整備地域活動交付支援交付金を活用いたしまして、間伐あるいは山の境等々そういったものを明確化するというので、15ヘクタールにおきまして森林の管理や整備を行う予定になっておるところであります。そして今議員が御指摘をされました、ながさき森林環境保全事業というのが始まっておりまして、今年度4.3ヘクタールの範囲の中で間伐など里山林整備につきまして県の方へ申請を行っており、承認後着手する予定になっております。したがってその3つの事業が動くということになります。2点目の荒廃した森林では有害鳥獣による被害が全国的に問題視されているが、本町においての問題点は何かでございます。本町における有害鳥獣の被害の状況につきましては、4月と10月の年2回、農地を対象として実施をしているところでございます。御質問の森林につきましては調査の対象になっておりませんが、民家の裏山などへの出没など報告も受けているところでもあります。社会構造の変化と共に生活様態も変化し、集落周辺の里山林をはじめとした生活圏に隣接した森林では、以前は燃料となる薪が取れましたけれども、そういったことが最近は少なくなったこと、あるいは森林の間伐なども減ってきているということで藪化している現状であります。そういう中で有害鳥獣の近寄り難い緩衝帯、こういったものを作ることが必要であるというふうに思っております。しかしながら、これまで地域住民を支えてまいりました森林との関係が希薄になってきているというような中で緩衝帯を作る、裏山の整備など、高齢化が進む森林所有者や地域住民が協力して森林を持つ多面的な機能を維持管理していくことは非常に難しくなっておりますけれども、今後の課題として対処しなくちゃいけないんじゃないかと考えております。3点目の今後森林環境保全のための対策予定についてという御質問でございます。1点目の答弁でも申し上げましたけれども、今年度から実施予定の集落に隣接する農地周辺の森林の整備を行う、ながさき森林環境保全事業として里山林の整備を今後も継続して実施できるよう、採択に向けまして地域住民の合意形成そして県への要望なども引き続き行っていきたいと思っております。この他先程申しましたけれども梶原地区、本川内地区、佐敷川内地区の治山事業の早期完成、そして昨年度より取組を始めております森林整備地域活動支援交付金を活用した間伐等の実施なども関係機関へ協力を仰ぎながら森林整備に努めていきたいとこのように考えております。

続きまして大きな2点目でございます。補助金見直しの金額面も含めた効果についての御質問でございます。昨年度、総務課、財政課を中心に補助金に対するヒアリングを実施をしました後に28年9月に長与町補助金見直しに係る指針、こういったものを策

定をいたしました。現在はその指針に基づきまして公益性等の検証をはじめとする運営費補助から事業費補助への転換あるいは補助対象経費の明確化、補助額の適正化あるいはいつ終わるかなどの設定の見直しを行いながら補助金交付要綱の整備を進めているところであります。また補助金見直しの効果でございますけれども、29年度当初予算におきまして削減できた補助金額は170万円ほどございました。補助金が町税その他の貴重な財源で賄われるものであるということを再認識をいたしまして、これまで以上に徹底した補助金の見直しを継続的に進める、そういったことで補助金の適正かつ効率的な執行を確保できるものではないかと考えております。しかしながら補助金につきましては、公益上の必要性、有効性、妥当性を検討した上で町と補助金交付団体との役割分担等の整理を含めた協議が必要になってまいりますので、見直しには一定の時間が掛かるものと考えております。2点目のふるさと長与応援寄附金の近隣市町との比較の中での課題でございます。平成20年より寄附を募っておりますふるさと長与応援寄附金におきまして、平成28年度より新たに寄附者の利便性を高めるために、ふるさと納税ポータルサイトを活用いたしまして、クレジット決済の導入そういったものを行いながら自主財源の確保に努めているところでございます。寄附をされます方はまずはネット上より寄附をする自治体を探します。そしてより多くの返礼品をもらえる自治体に寄附をされるとそういった傾向にあるわけでございます。近隣市町におきまして、この返礼品率が統一されていないというのが現状でございます。本町の返礼品率につきましては、今年4月1日付け総務省からの大臣通達がありましたけれども、それに沿った内容で取組を長与町は行ってます。返礼品率の差によりまして近隣市町と比較した場合、競争力が落ちると、そういった商品アイテムもあるようでございます。3点目の新しい取組として具体的に検討していることはあるのかという御質問でございます。これは多くの自治体が厳しい財政運営を強いられている状況の中での新たな財源の確保というのは、当町におきましても最大の課題であると認識をしております。そうした中で継続的に確保し利活用できる新たな財源は、現状において想定することも、また甚だ難しい状況ではあるわけでありまして、しかしながら町のあるべき姿基本的な姿勢といたしましては、まず生産年齢人口を呼び込むことにより将来にわたり安定した税収を確保することが必要かと思っております。そのためには魅力あるまちづくり、そういったものを目指して都市機能と自然環境が調和できた暮らしやすい町づくりに努めていくことによって生産年齢人口を呼び込むと、こういったものがまず基本にあるんじゃないかと思っております。こうした中で財源確保対策といたしましては、平成29年度当初予算編成におきましては、前年度予算額の一定額を予算要求枠として設定するいわゆるシーリング方式を導入をいたしまして、需用費を始めとする経常的経費にマイナス5%を設定をいたしました。金額にいたしますとおよそ8,000万円の削減に努めてきたわけでございます。今後におきましても滞納債権への徴収強化による税収等確保にも引き続き取組をしてまいりまして、また国県補助金等の積極的な活用、そういったものも図る、また国県以外の補助金につ

きましても関係機関における制度を十分調査して活用すると、そういったことなど常に研究、検討を重ねているところでございますし、今後もそれが必要かと思っております。また普通財産の利活用におきましても未利用地の売却、こういったものも検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは再質問の方をさせていただきます。今答弁の中で26年度から今年度まで3つの事業で里山の方の整備を行っているということでございます。その中で私が通告書に書かせていただきました、ながさき森林環境保全事業というものも今後継続していくというお話でしたけれども、この事業の主体というのは自治体、地域、学校、民間事業者そして森林ボランティア団体、長与町には緑の少年団というものがあろうかと思えますけれども、そういう方達が主体となって進めていくというふうになっております。ではその中でこの事業を進めていくに当たって森林所有者というのが個々おられると思うんですけれども、この事業の推進周知というのは行っておられるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

ながさき森林環境保全事業というのは今年度新規事業ということになっております。県の事業でございますけれども、今年6月5日に県の方から説明がありまして、現地調査をして10月末の事業申請という締切がございました。ちょっとタイトなスケジュールといいますか、その中で作業時間も時間的な制約されておりまして、はっきり申しまして町内全域の森林所有者の方には周知ができていないのが現状でございます。これから今年度実施する予定でございます東高田地区でございますので、このような地区をモデル地区として今後また周知をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この事業は県の100%補助ということですので、これからもそういうふうな周知を図って推し進めることも1つの手なのかなと考えております。先日新聞に森林整備のため2019年度から国が地方へ数百億円を配分するという記事が載っておりました。これは高齢化担い手不足で手入れが行き届かない森林整備に充当をされるためのものであり、森林荒廃に対して早期に対策を進める必要があるのではないかと判断したためというふうな理由が書かれておりました。本町においてこれに該当するような事案は無いのか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

森林環境税が、新聞等で2024年度から国の方が森林環境税を創設されるというようにございます。長崎県におきましては平成19年度からこの森林環境税というのを各所帯500円という形で徴収をされてございます。そういうところがございまして、今回のながさき森林環境保全事業ということで里山林事業がございすけれども、先程申しました今年度から次年度にかけまして東高田地区ということで県の方をお願いをしているわけですが、これに先立ちまして、これと同時に県の方の県央振興局でございすけれども、そちらと立会現地踏査を行いまして、この他にも数か所要望をいたしております。もうその要望を開始しているところがございますので、そういうところもございすし、そういうのもやっていけたらいいかなと、そしてまた24年と申しましたけれども、2019年度からはもう前倒して数百億円規模の予算を各自治体に配分するというような政府与党の方針もあるようでございますので、そういうところを視野に入れて今後取り組んでまいりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

長崎の方は全国に先駆け森林税を徴収してるということで、今回この国の整備事業での配分があるという記事ですけれども、こちらの方をまた要望して配分をしていただけるようであればそういうことも活用していただきたいなと思います。この里山林の整備というのはやはり景観の保全ということだけではなく獣害対策にも有効であるということとは皆様御存じのとおりかとは思いますが、ですから積極的に取り組む必要もあるのではというふうに私は思っておるんですけれども、長与町の第9次総合計画の後期基本計画にある、これは69ページだったんですけれども森林浴や環境学習の場としての活用を推し進めることにもなろうかと考えております。このような考え方からの整備の必要性というのはどういうふうに捉えられておられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

今現在もこれはソフト事業ということになりますけれども、ながさき森林環境保全事業の中に7つの事業がございす。この中の2つでございすますが、県民参加の森林づくり事業として県民参加の整備活動や森林学習等の活動に、既に長与北緑の少年団それから更に長与北小学校5年生の皆様方がふるさと森林づくり事業等々に取り組んでいただいているところがございます。そういったことも含めて町内でもそういうことが今、長与北緑の少年団というのが子ども達もそういう森林に親しみ、森林の持つ力といいますか、そういうことを学習していただいておりますので、こういうことも活用しながらま

た今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そうですね。今答弁にありましたようにいろんな方のボランティアですとか、そういう団体の活動、そういうものが基礎になって、整備事業というのはこれは民間の力でというところが大きゅうございますので、そちらの方の継続をしながら今後の整備事業に役立てていけたらというふうに思ってます。では個別というか分かりやすく質問したいので、役場周辺の山林を例にして質問を続けさせていただきたいと思います。この役場近辺と長与中学校にある山林部分というのがありますけれども、ここに関しては町有林が含まれていますが当然のように手付かずの状況というのはもう一目瞭然だと思えます。今後この町有林に関してもどのように活用をされていかれるのか、どういう予定があるのかあればお答え願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

裏山と言いますか、今おっしゃられました町有地の山林でございますけれども、1.6ヘクタールほどございます。当時どのような経緯で山林を町が持つようになったのかというのがちょっとよく存じていないわけですが、その後、町有地を活用して、里山と言いますか長与小の裏山公園整備事業というような、過去にそういう計画もあったようでございます。しかしその地形的に急峻であること、それから財政的なこと財政面の確保と言いますか、そういうことで事業化は見送られておまして現在のところは未活用というようなことになっている状況です。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今言われた長与小裏山公園整備事業、これに関しては聞いたところによると、その当時3億から4億ぐらいの事業費が掛かるということと他にも何か補助事業が切れる時期であったということ、そして他にも施設の老朽化等でお金が必要になったということで頓挫したというふうにお聞きをしました。この区間は以前、地元の方に聞きますと行き来ができる道があったそうなんです。そこが遊歩道的なもので長与小学校側から中学校の方に抜けられていたという道があったそうなんですけど、今この現段階でこの道を復元するということは厳しい状況なんですか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

今、裏山といいますか役場側から長与中学校に行くルートとすれば、丸田側のアパートの方を通っていただく方法とそれから南田川内の方向を通っていただく方法があると思うんですけど、先程も申しましたように築造費用が補助対象といいますか、そういう財源を確保しなければいけないというようなこともございまして、現在計画が無いようございましてけれども、そういうことを計画していくには少し時間が掛かるのではないかとこのように思っております。

○議長（内村博法議員）

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今、長与小の裏から長与中学校の裏まで昔、人が通れた道と言われたんですけど、字図の方でちょっと調べてみました。町有地があるのは長与中のグラウンドから道路挟んで円みたいな感じで町が持つてんですけど、長与小の裏からそこまでの間は赤道は無いんです。多分言われてるのは昔、獣道という程度の道ではなかったのかなとは思っています。この赤道が町有地まで繋がるとけば、できるかなできないかなという判断ができるんですけども、今の現在がちょうどこんもり谷間になった所ぐらいまで、ある程度フラットなんです。フラットというか徐々に上っていくんですけども、それから裏が、上がかなりの急斜面で上っていくんです。だからその整備というのはなかなか今の現状では難しいのではないかと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

地元の方にそういう道があったということでお聞きはしましたけれども、今で理解をいたしました。地元だけが知っている道だったんだろうなと思います。ただこの道がある、なかなか今、あの山を見ても道を作るなんてことは到底無理だということは私も重々分かってはいるんですけども、この地区に里山整備をした方がいいという1つの理由にイノシシがかなり棲んでいるというか、8月だったんですけども罾の方を仕掛けてもらって1週間の間に5匹獲れたという、そのくらいイノシシがいるんですけども、最近この通告書を出した後もだったんですけども群馬県の大泉町で小学校3年生の女兒が1.3メートルのイノシシに噛まれたという事故がありました。これ映像もテレビで出たんですけども国道の郊外店のような所が映し出されて、その辺りまでイノシシが出てきていると、それで負傷したというニュースだったんですよね。そしてまた先日は京都市の平安神宮に出没したというニュースもありました。一昨日でしたか学校敷地内、校舎内に入り込んできたというニュースもあって皆さんの耳には新しいかというふうに思っております。で、長与公民館の裏手10メートル上った所にはイノシシが来てひっくり返している状態というのは私も見に行ったんですけども、そういうことでも危険が迫っているということで、先程町長の答弁に緩衝地帯を作るということをおっ

しゃられておりました。今後そういう緩衝地帯を作ることは必要ということなので早急に取り組む必要があるかと思うんです。何せ中学校もありますし小学校も側ということで学校教育施設等もございます。子ども達の安心安全という観点からこの点に関して里山事業には余り関係は無いのかもしれないんですけども、教育委員会の見解をお聞きしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

議員御指摘のとおり、有害な鳥獣が学校の敷地内に仮に入って、そして子ども達に対して何らかの危害を加えるということがあるということはもう避けなければならないことだというふうに思っています。もしそのことが緩衝地帯、例えば暗い中にはいわゆるイノシシは潜みやすい所ですので、これが陽が当たるようにすることによって、それを回避することができればそういうふうにしていただくと大変助かることではあるかなと学校を預かる側としての教育委員会としては考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今、長与小、長与中学校の例で取り上げをさせていただきましたけれども、これは洗切小学校、長与二中その辺りに関してもイノシシが出ているという話も聞いたこともございますので、この緩衝帯を作るということは早急に取り組んでいけるものであればやはり早目に着手をしていただきたいなというふうに思います。県のこの事業によって森林を見通しよく整備する、間伐をするということは、イノシシが近寄り難い、今理事もおっしゃられましたけれども緩衝地帯を整備することで住み分けができるということになります。これは害虫の増加ですとか、ごみの不法投棄の問題にも絡んでくるのかなというふうにも、そこまでも考えられます。地域が主体の事業ということではあるんですけども、なかなか大掛かりになりますので継続となると厳しい状況になろうかというふうに思います。となるとやっぱり行政も絡みながらというのが大事になってくるかと思うんですけども、そういう面での課題というのはどういうふうに捉えられておられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

今後も先程から申し上げておりますように、ながさき森林環境保全事業の里山林整備事業を活用して取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、行政の関わりといたしますか、そういうところでございますが、課題としましては先程から申し上げております森林所有者の高齢化、それから担い手、農業で言いますと担い手ですけども所有者

も重複しますのでそんなことかなと思っておりますけれども、それから相続をされて森林を所有されるとかというようなこともございます。そういうところで所有者の方との合意形成といいますか、本来でしたらば所有者の方で責任を持ち管理をしていただくというのが原則かと思っておりますけれども、長崎県で創設されました森林環境税の趣旨からしますと、そういうふうにならないための方策として立ち上げられたようでございます。町の関わりはその中で、この里山林の整備事業を行うに当たりましては、まずは協議会と言いますか、その地区での合意形成と言いますか、協議会を作るようになっております。そのメンバーの中に町も入っております。それから森林所有者、それから森林整備後の維持管理を行う者ということで、この3点がメンバーになりまして協議会というのを立ち上げます。それから協議会と町の方が協定書と言いますかそういうことを結びまして、今からこの事業を行いますよ、てなことで町の方に届け出をしていただきます。町長と協議会と協定を結ぶわけですが、その中に町の責務というのがございます。その中で謳われているのが維持管理を適正に行っているかなど指導助言を行うということになっておりまして、将来的にも里山林を整備した所に関しましては協議会と言いますか、そのメンバーでございまして、その中に入って関わっていくようになっております。ですからこの事業に対してはいずれにしても、今年度始まったばかりの事業でございまして、事業の推移を見ながら私達町の関わりと言いますか、そういうこともいろいろと見守ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

新規事業ということで県にとっては第3次ながさき森林環境保全事業となっております。3次というふうになっておりますので1次2次はどうだったのかというのは、そこまでは調べておりませんが、こういう補助制度を使いながらそして町も関わりながら町の環境保全や里山の整備というのを進めていただけたらと思います。

では次に行財政改革についてということで質問をさせていただきます。ちょっとお題目の方が大き過ぎたので内容的にどうなのかなというふうに自分で質問を考えながら思ったところですが、先程の答弁の中で指針の策定が行われたということ、要綱等は今作成中であるということで答弁をいただいたところです。では170万円の削減ということですが、この削減170万は先程お答えいただいた成果と言いますか、この基準に沿った運用の結果というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

お答えいたします。補助金交付要綱の見直しを行う上で、見直しについては所管が行う自己評価、事務事業評価による内部評価、また交付の見直しを行う上で妥当性とか有

効性、補助金のあり方が目的とか内容に合ってるかどうかを明瞭化するというのが目的でございまして、先程答弁申し上げました今回の効果につきましては、当然そういう内容の検討もした上で事業内容の再検討とか見直しを行った結果ということでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

交付基準というそういうものを定められて明文化されたのだと思いますけれども、補助対象数のこの増減というのはどのようになってくるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

お答えいたします。補助対象の増減ということでございますけれども、先程の答弁にもありましたけれども、今現在、交付基準に沿ったところで補助金の交付要綱の整備等を行っております。具体的な例を挙げて申し上げるならば28年度と29年度の予算ベースにおける団体運営費補助金、こちらにおいては補助対象、補助金件数でお話をしますけれども、それについての増減は増加が3、減少が1ということで結果2つの補助金が増えた形にはなっております。しかしながら、その増加内容については旧補助金の見直しによる分割等が要因でございますので、補助内容とかあと補助の交付団体、その辺りの数については変動はございません。今後は所管課の自己評価や事務事業評価により一定役割を終えた補助金については、随時、廃止及び縮小をしていく予定です。また一方、新規で計上をされる補助金については交付基準に照らし合わせて、かつ終期を設定するなど厳格な運用をやってまいります。今後の補助対象の増減ですけれども政策的なものもございまして明言はでき兼ねますけれども、引き続き補助対象経費の明確化ならび補助金の適正化、この辺りをしっかり図りながら適正な補助金の交付に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解いたしました。先程、補助の設定期間というものも指針の中に盛り込んでいくということでしたけれども、まだそこまででき上がってないのかもしれないですけど、一律で設定したのか個別で多分個別かと思えますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

補助期間の終期の設定でございますけれども、事業ごとで交付目的とか違うこともあって全部が一律ということもいきませんが、原則的には終期の設定とか、例えば3年

で見直しを行うとかいうことを念頭に今、要綱の見直しを行っているところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私も他の自治体の要綱を見たときに期間設定というのが3年というふうになっている所が多々あったようです。この3年というふうに変更をしても内容的に延期ということも考えられるでしょうし、しかしその逆で、それに応じて随時見直しをしていくという姿勢も大事だと思うんですけども、その辺の仕組みというのは今後は取り入れていかれる予定でしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

補助金の交付については、その補助金が適正に執行されたかどうかという確認も重要になってまいります。その件については補助交付団体が補助金に対する補助事業、それを実施した後に町に対して実績報告書というのを提出していただきます。その内容については所管課において精査をいたしまして、内容、補助対象経費にちゃんと充ててあるかどうか、並びに不適切と思われる補助金等あった場合には補助金の減額や見直し、あと決定の取り消し等を考えてまいります。補助金については毎年度点検等を行って、補助の必要性、これが無くなった場合には仮に終期を3年とか設定していても、その有効期限内でも廃止を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それとまた違う観点からこの補助金の見直しに関しては一定の時間が掛かるという答弁をいただきました。確かに一気に見直しというのはなかなか厳しいこととは理解をしておりますけれども、この行政改革大綱、この実施計画は32年度までのある程度計画ではございます。最終的な期限目標というのはどの辺りにおられるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

今現在ではもう毎年点検をして少しでも補助金の抑制を図っていくということを念頭に置いておまして、目標年度というのは今の時点では内部的には定めておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。では次にふるさと長与寄附金に関してお伺いをしたいと思います。通告書に書かせていただきましたように自主財源の確保の手段として始まったこの制度も少々加熱気味なところがあるというふうに感じております。国の方からもこの辺りを考慮して返礼率を30%にという通達があったというふうに思いますというか、答弁の中にあつたのかなと思いますが、本町においてこのふるさと納税に対する取組の時期というのがこの通達後ということもあって、早く取り組んだ自治体と比較すると十分に活用し切れていないというのは危惧するところです。近隣で言いますと隣町は50%の返礼率ということで、この国の通達に従わないというか、これはもう絶対ではございませんので、そこは首長判断だったのかなと。これが絶対30%にして下さいと言うまでは首長判断で50でもよかったのかとというふうに考えているんですけども、やはりその中で勝ち抜いていくためには、そういうふうな首長判断が必要だったのではないかと思います、町長その辺りの考えはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私は常々言ってますけども、こういった制度ができましたのでその制度をとにかく長与町としても充実をさせていくとようなことを考えております。その中で今、金子議員もおっしゃったように加熱してる部分もございます。その辺りは私達は常識的な判断をしながら、かつ増やしていくという取組をしながら自主財源を増やしていきたいとどのように考えています。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

では返礼品のことについてお伺いしますが、返礼品の見直し、工夫、こういうことがふるさと納税、長与町に納税をしていただくという1つのものになるかと思うんですけども、その随時見直しというのは行っておられるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

返礼品についてですけども、平成27年度末には6品でございました返礼品も今年10月末には28事業所の協力をいただきまして、38品の103種類の返礼品を提供することで充実を図っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

了解しました。ではこの納税していただいたものを町長おまかせコースですか、子

育て支援とか教育関係などにある程度指定して納めていただいておりますけれども、まだ大枠ではありますけど、どの事業に充当したかということも公表もされているようです。しかしこの金額なんですけれども返礼品などの手数料を引いた金額なのか、いただいた分を全てそちらに充当して返礼品等の手数料というか、そういうものはどういうふうに考えられているのかいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

今、長与町のホームページ上にふるさと納税の使途状況ということで28年度に寄附を受けた分公表しておりますけれども、その内容については寄附を受けた全額を計上しております。経費等は含めておりません。長与町の場合は基金に積み立てるとか、事業に充当したというような方向になっておりますけれども、その辺りの公表の仕方についても、個別具体的な事業に充当する方法というのもございますので、今後、寄附される方がより共感していただけるような公表の仕方、それも継続して寄附をいただけるような手法というのがあれば今後いろいろ検討してみたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

そう経費です。ちょっとここまで出て言葉が思い浮かばなかったんですけど、寄附者の方がいろんな意向で寄附をしていただいているわけですけども、こちらの方の意向を早く汲み取るという意味でも現年度の事業に充当するというそういう取組がされている所がございますが、本町の場合はどういうふうになってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

28年度の実績で申し上げるならば、寄附額2,400万程度あったんですけども、その内の3分の2ほどはそれぞれ教育振興基金をはじめ基金の方に積立金ということで積立てております。その残りの3分の1につきましては、個別具体的というか事業の方に充当の方いたしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。ではこのふるさと納税を利用したクラウドファンディングということでもちょっとお尋ねをしたいことがございます。ふるさとチョイスのホームページにも載っておりますけれども、こちらの方は長与町が利用しているページなんですが、このクラウドファンディングに関して以前同僚議員が質問した時に、このような取組を考えるこ

とは町のシティプロモーションにも繋がることであるので前向きに検討していきたいという答弁をされておられます。検討の結果をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

昨年県内にも県内の企業が運営するといいますが、そういった地域に特化したクラウドファンディングのプラットフォームがございまして、そのセミナーに参加をしたところ。その中で、そのプラットフォームに掲載される事業については一定審査があるというようなこともお聞きをしております。そうしたこともございましたので、昨年度実施計画の中で、魅力があって広く共感を得ることができるような事業が無い、もしくはそういうふうな事業構築に繋がるものが無いのか検討をしたんですけども、その段階ではちょっと見当たらなかったという状況でございました。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

ここしばらくの間にこのふるさと納税に対する考え方が変わってきているように感じております。インターネットで寄附を仲介する大手ポータルサイト、このふるさとチョイスを運営しているトラストバンクが29年4月から返礼品の掲載基準を見直したと聞いております。その理由の1つとして制度の存続が危うくなるかもしれないというふうにしているそうです。これは国が最初推奨したことで、そう簡単に無くなる制度というふうには感じてはおりませんが、やはり返礼品を物（もの）というふうにすると、クラウドファンディングというのは事（こと）に進化したふるさと納税だと思います。こうした世論に対応するためにも自治体にとってクラウドファンディング型ふるさと納税に取り組むのは必須事項と今後なってくるのではないかと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

ガバメントクラウドファンディングという言葉、私どもも余り耳慣れない言葉ではあったんですが、実は野田聖子総務大臣が今年の9月26日に大臣書簡というのを出してあります。これはふるさと納税のさらなる活用についてということございまして、大まかな内容としましては、ふるさと納税の制度がもう10年経とうとしていると。昨年度は2,800億円寄附が全国的に集まったということです。ふるさと納税は今後も地方団体の様々な政策を実施する手段として重要な役割を果たすというところで、その活用を促すというような趣旨で発出された文書でございまして、そのために重要な2点があるということが示されておまして、ふるさと納税の使い道を地域の実情に応じて工夫

し、事業の趣旨や内容、成果をできる限り明らかにして、いわゆるこれがガバメントクラウドファンディングということです。要は物ではなくてプロジェクトに対して共感を集めて、それをふるさと納税に繋げて欲しいということです。ちなみにもう1つの観点としては、1回こっきりではなくて継続的に納税をして下さった方とも継続的な交流を進めることが望ましいというようなことでございます。そういった中で、今申し上げたとおり返礼品のみの寄附ではなくて、本来の応援したい、もしくは共感すると、そういった皆さんの気持ちに訴えるガバメントクラウドファンディングというのが最近の潮流でございます。本町でも今後プロジェクトなどを構築する際には、このガバメントクラウドファンディングという手法が採用できないか、これは検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今答弁にもありましたようにガバメントクラウドファンディング、これは目標金額の達成の有無に関わらず寄附を受ける All-In 方式ということになっております。普通クラウドファンディングは All-or-Nothing 方式で集まった資金を期間内に達成できなければ集まった資金が貰えない、受け取れないという仕組みで、そこもちょっと違うんですけれどもやっぱりふるさと納税の、先程おっしゃいましたように本質に立ち返るといいう意味でもこの返礼品型のふるさと納税と両輪でよりよい形というのを築いていただきたいというふうに思いますけれども、クラウドファンディングの質問の中で前回図書館建設に利用はできないかということで、なかなかそれは厳しいということではございましたが、このガバメントクラウドファンディングに関しましてはいろいろな事例を見ておりますと、事（こと）ということですので美術館の建設ですとか、様々な医療支援そういうものから幅広く活用をされているところでございますけれども、先日町民の方とこの話をしている時に、これは町民の方のアイデアとして受け取っていただきたいんですけれども、例えば長与町で考えたならミックンファミリーの著作権を買うための資金、これをガバメントクラウドファンディングで調達してはどうかということ、そしてブックスタートを実施しておりますのでミックンファミリーを登場させた絵本のコンテストをするのはどうだろうか、そしてこの絵本を貯めていって新しく図書館が出来た時に本町のミックンファミリーの絵本コーナーというのを作るという、想像をかき立てるような取組、子育てしやすい特徴のあるまちづくりというのに、結構考えれば取り組めるんじゃないかというふうに思うんです。執行部の皆さんの方だけのアイデアというやはり財政的なことで限られてくると思うので、アイデア自体を公募するという方法もあるんですけれども、今ここでそういうお話をちょっとただけですけれども、こういうアイデアはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

非常に面白いアイデアだと思いますし、そうした考え方で町民の皆様と一緒に町全体の課題解決に取り組むということは、まちづくりの観点からも理想的な取組だと考えます。ただクラウドファンディングに直結するということであればクラウドファンディングとは別として、例えばNPOでしたり各種団体、自治会などからの提案を受けるスキームというのをまず確立する必要があるかなと考えてます。その上で財源の確保という点で、こうしたクラウドファンディングですとかふるさと納税の活用について検討していくと。そういうふうな段階を得て取り組むものかなと考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

前向きに検討をしていただきたいと思います。委員会の中でもミクンだけじゃなくではさくの活躍の場をもっと広げてあげたいという質問とか意見とかもあつたりもしますので、そういう意味でもできればこのガバメントクラウドファンディングによって何かそういうものから取り組んでいただければどうかというふうに思います。先程もありましたようにふるさと納税に関しては、始まってから9年から10年ぐらい経っておりますのでもう過渡期に来ていると、そういうふうにもちょっと感じます。新たにふるさと納税の形としてどこよりも早く取り組む方がいいということは、ふるさと納税に早く取り組んだ自治体がやっぱり成功しているということは否めないかなというふうに思います。All-In方式で目標金額に達成しなくても受け取れるというメリットもありますし、行政側にこのような制度は答弁にふるさと納税自体、自治体にはそぐわない、この制度をそぐわないという答弁も1度されたこともありましたけれども、自主財源確保のためには、各自治体が逆に積極的に様々なことにチャレンジをしているということは皆様も御存知のとおりかというふうに思います。で、最後の質問です。保守的な考え方というのが蔓延してるような気がいたします。そういうふうな保守的な考え方ではなく積極的な活用を要望したいと思いますけれども、最後、町長の見解をお聞かせいただければと思います

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

決して私は保守的だと思っておりません。このふるさと納税につきましても今、積極的にやっておりますし、ただ最初出た時にまだちょっと分かりにくいところもありまして、そういったところをもう少し精査しながら進めていくということが1つ、もう1つは議員の最後の質問にありました、それが1番大事だと思うんだけど、新しい取組を具体的に検討していくとありましたけど、本文は長与町を魅力的な町にすると。そして

いろいろな方から入って来てもらおうと、そして若い人達がこの中で動いていただくと、そして子どもを産んでいただくと、そういうことで税収を上げていくというのが私は本筋ではないかと思っているんですよ。それは今でも変わってません。その中でやっぱりクラウドファンディングとかいろんなものもありますし、まち・ひと・しごと、地方創生もありますし、そういった人たちの、集まっていただいているいろんなアイデアもいただきたいと、そのように考えております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

このガバメントクラウドファンディングのプロジェクトオーナーというのは基本的に行政ですので、何をしようかみんなで考えることでその背景に多くの方の夢とか希望とかを背負うこととなります。そこに住む人達のその希望が集まったその時に、このガバメントクラウドファンディングというのは成功を見るというふうに思っております。行政と地域住民の信頼関係にも厚みを築くきっかけというものにもなろうかと思っておりますので、今後厳しくなるその自主財源の確保のためにもチャレンジをしていただきたいなど。誰かがその歯車を1つ回すと次から次に回っていくというふうに信じております。そういう姿勢で取り組んでいただければというふうに思います。これで質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時45分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順8、安藤克彦議員の①学校給食の運営に対する町教育委員会の関わりについて、②図書館建設に向けた目的基金の設立について、③ふるさと長与応援寄附金、ふるさと納税のさらなる推進についての質問を同時に許します。

6番安藤克彦議員。

○6番（安藤克彦議員）

皆さんこんにちは、それでは早速質問に入らせていただきたいと思います。大きく3つ上げております。よろしく願いいたします。

まず1点目、学校給食の運営に対する町教育委員会の関わりについてということで質問いたします。前回の質問の際、前段でも述べましたが、学校給食は学校給食法に掲げる7つの目標を達成するために実施されております。そのためには行政、学校現場、保護者、そして子ども達など給食に関わる全ての人々が高い目的意識を持って取り組まなければならないと考えております。学校給食の運営には給食費を徴収してから食材を調達するまでの段階、調達された食材を調理して提供するまでの段階、そして提供された給食を子ども達が食する段階と大きく分けて3つに分けられると思います。それぞれが

密接な関係を持っていることは言うまでもございません。そうした中、昨年12月議会で給食費の徴収等についての質問を致しましたが、私会計の為、教育委員会には権限がないという趣旨の回答で、明確にはならない部分がありました。しかし、新聞報道に端を発した学校給食米問題では、本来教育委員会には権限が無いはずの発注のキャンセル、その後の発注量の調整にまで関与しております。今回の問題は給食運営について教育委員会と学校、調理場、そして保護者の役割が曖昧なために起因したものと考えております。そこで次の点を伺います。1、学校給食の運営に対する教育委員会の関わりについて、きちんと明文化して整備されているのでしょうか。2つ目に特別委員会の結果を受けての今年度の見直し状況はどうなっていますか。また米に限らず次年度からの契約への方向性を伺います。3つ目に今年9月の文部科学大臣会見で、学校現場の負担軽減を目的に公会計化へ向けたガイドラインを策定する方針を打ち出し、30年度予算に盛り込むこと発表致しました。学校給食費公会計化に向けて町はどう速やかに対応するのか伺います。4つ目に給食の回数について伺います。

2つ目に図書館建設に向けた目的基金の設立についてお伺いいたします。新図書館建設については議会の中でも議論されてきましたが、平成26年度末に出された基本構想、その後の用地買収以降、全くもって進展のない状況であります。今となっては紛糾しておりました用地買収の口実のための基本構想ではなかったのかとも疑う声も聞かれます。町長は高田南土地地区画整理事業が一定の目処を建設に向けた条件としておりますが、仮に高田南がPFIで落ち着いたとしても決定までにはまだ相当期間を要するものと思われれます。また新図書館建設に関する財源も見えてこない状況です。そこで次の点を伺います。1つ目に新図書館建設の財源を今の段階でどのように考えているのか伺います。2つ目に新図書館に特化した目的基金の設立についての考えを伺います。3つ目にふるさと長与応援寄附金の目的メニューに独立した項目を立て、図書館建設のためとして基金に積んではどうかと考えるが、お考えを伺います。

大きな3つ目にふるさと長与応援寄附金、以降ふるさと納税とさせていただきますけれども、の更なる推進について伺います。本町は本制度に積極的に取り組む姿勢を見せて以降、平成27年度までには数十万円であった寄附額が翌年度には2,430万円余りと多くの方々より寄附を頂き、応援していただいていることにまずもお礼を申し上げたいと思います。年々盛り上がりを見せていた本制度ではございますが、一部の行き過ぎた返礼品を贈る自治体が増え、総務省も大臣通知を出し返礼割合の目安を示すなど一定の歯止めをかけようとしております。返礼品の豪華さのみで寄附額を増やしていた自治体にとっては厳しいものであり、国全体でみたふるさと納税額の縮小を懸念する声もあります。しかし、今回の通知は本町にとっては豪華だった返礼品の自治体と同じ土俵で勝負できるチャンスではないかと考えることもできます。また、近年では返礼はせずとも魅力ある事業を示し、寄附を募る自治体も増えております。そこで次の点を伺います。1つ目にふるさと長与応援寄附金に取り組んだ評価を伺います。2つ目に町内

業者への経済効果を伺います。3つ目に今後の取組について伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日午後1番目の安藤議員の御質問にお答えをいたします。1番目の質問につきましては所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは2番3番の御質問に対してお答えをいたします。

それでは2番目1点目の図書館建設に向けた目的基金の設立についての御質問でございます。新図書館の具体的な整備事業に着手するに当たりましては、現在進行中でありまして大型の公共事業の進捗を踏まえ、更に新図書館基本構想でも指摘されておりますとおり、有利な国庫補助等を活用しながら財政に過度な負担が掛からないよう慎重に進めていかなければならないと、そのように考えております。しかしながら国庫補助につきましては、様々な制約や諸条件により活用するには多くの課題が残されています。現段階におきましては新図書館の整備に係る明確な財源をお示しすることが叶いませんけれども、今後の補助制度の動向にも注視するとともに、民間事業者との連携や施設の複合化等々による経費節減の可能性、有利な地方債の活用の可能性等々併せて、今後とも調査研究をしていきたいと考えております。2つ目の新図書館建設に特化した目的基金設立についての御質問でございますけれども、平成27年12月に教育関連の基金を統廃合いたしまして、図書館整備にも活用できるものとして教育振興基金を整備したところでございます。その趣旨と致しましては、事業分野をより大きく捉えて大きな財源とすることで柔軟な事業展開が可能になることでございます。当然図書館の整備につきましてもこの基金を活用してまいりたいと考えております。3点目のふるさと応援寄附金の活用にということでございます。町が推進する事業をお示しし、それに対して寄附という形での支援を呼び掛けることは、制度本来の趣旨であると考えております。これにつきましては図書館の具体的な整備計画、こういったものが出来ることに合わせまして検討してまいりたいとそのように考えております。

3番目1点目のふるさと長与応援寄附金に取り組んだ評価という御質問でございます。平成28年度より寄附者の利便性を高めるため、ふるさと納税ポータルサイトを活用致しましたクレジット決済の導入や町の特産品をはじめ、町内で取扱いのある長崎県内産の農林水産物加工品などを返礼品とし寄附金を募ってまいりました。平成27年度末に6品だった返礼品も、今年10月末には28の事業所の御協力をいただきまして38品103種類の返礼品を提供するなど、地場産業の振興と自主財源の確保並びに本町のPRに繋がったのではないかと考えております。3点目の町内業者への経済効果でございます。平成28年度に寄附をいただいた方々への返礼品代として町内事業所へ支払われた額は760万円となっております。また各事業所からの返礼品の送付に際しましては、

同時に自社のPRも行ってよいとしていることなどから、町内製品の販売促進と町内業者のPRにも繋がったものと思っております。3点目の今後の取組でございますが、今年4月1日に総務省から返礼品競争の激化による送付のあり方について見直し等の大臣通知がっております。これを受けまして本町も大臣通知に沿う内容での取組を行っているところでございます。最近の全国の動向では、人口減少、子育て、産業の振興など地方自治体が抱える様々な課題を掲げ、より身近な具体的な事業へふるさと納税を活用し寄附を募る事例もございますので、今後本町におきましても、このような取組も参考に協議をしてみたいと思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では私の方から1番目1点目の学校給食への教育委員会の関わりについての質問にお答えいたします。教育委員会では国の法令や県教育委員会が作成した学校給食の手引きに基づき、学校給食の管理、運営を行っています。また、学校給食の円滑な運営を図るため長与町学校給食運営委員会規則や給食物資購入等に関する規定を策定運用しております。2点目の特別委員会後の見直し状況はどうかという質問に対して、特別委員会から教育委員会に改善を求める9つの事項を頂きました。教育委員会ではこれらの事項の改善に向けて、次の3点の視点から取り組みを行っています。1点目は教育基本法等の法の精神に則った業務改善に関するものでございます。これらの法は教育が中立的な立場を保つことができるように制定されたものだと捉えております。これらなお一層、法令を遵守した業務や対応を進めてまいります。また様々な方々からの職務に関する働きかけについては、長与町事務取扱基準に則り、対応記録表を作成し保管するとともに必要に応じて報告を行い、職員の職務執行における公正公平及び透明性の確保を図っていく所存です。2点目は給食物資納入業者との契約に関わるものです。契約内容に不備を感じるという指摘がありました。教育委員会では11月の定例教育委員会において、学校給食用物資納入に関する諸手続の見直しを行い、新たに長与町学校給食用物資の調達に関する要綱を制定いたしました。この要綱を本年末までには告示し次年度以降の契約を進めることとしております。なお特別委員会から求められましたとおり全ての物資の契約は納入業者と直接契約することと致します。3点目は教育委員会の対応及び業務改善に関わるものです。確認に丁寧さを欠いていたことや前例踏襲と捉えられるような印象を与えた業務への取り組み方につきましては、そういうように受け取られないように、きめ細かな対応に配慮すると共に改めるべきことは改めて業務改善を図ってまいります。以上、皆様の御意見を真摯に受け止め、町民の皆様の御期待に沿えるよう教育行政を進めてまいります。3点目の公会計化へ向けた対応についての御質問にお答え致します。議員の御指摘のとおり、ガイドラインの策定に向けた文部科学省の動きが報道されました。今後策定予定のガイドラインが発表された後、ガイドラインに沿って検討、

熟議していきたいと考えております。4点目の給食回数についての御質問ですが、給食回数については毎年、給食運営委員会に審議いただき回数を決定しています。本年度の給食回数は小学校185回、中学校172回を予定しております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

それでは追って再質問に入らせていただきます。まず給食の件ですけれども、給食費と申し上げていいんでしょうか、の件ですけれども、教育委員会についての明文化が整備されているのかということ、ちょっと私書き留め切らなかったんですけれども、いろいろな整備があるようなんですけれども、私の2番目への回答は昨日の同僚議員の回答と全く一緒なんですけれども、この中で長与町学校給食用物資の調達に関する要綱を制定したという答弁があったと思います。ということは、今までこれが整備されてなかった、いわゆる今回起こった問題はそれが整備されてなかったから起こったというふうな認識でいいんでしょうか。まずそこをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今回起こった問題に対してですけれども、前もそういう物資関係とかの調達関係の規定というのがありまして、それを廃止して今度新たに内容を精査しまして要綱という形で制定をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

規定を要綱に改めたということなんですけれども、今までの規定では今回のことは防げなかったのか、規定の中に盛り込まれてなかったからということなんですか。ちょっと規定の内容を知りませんですし、要綱の内容もまだ公表されてないと思いますので、ざっくりとでいいですので今回問題になったことに関する部分で構いませんのでちょっと要綱を紹介いただけないでしょうか。例えばどういったところをどういうふうにしたと。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

具体的に言いますと、まず業者の選定等につきまして、これは昭和48年に制定された規定でございます、この時にはまだ学校給食会が日本給食会法で規定されてた頃でございます。今現在は公益財団法人として規定されているところですが、48年当時はこの給食の物資納入につきましてには全ての登録について、この日本給食会を除くということでの要綱が制定されておりました。今回はそこも1つの業者として取扱いという

ふうにさせていただきまして、全て納入の対象につきましては、業者を対象とするというふうなところで、大枠で言うとそういうふうなことで改めさせていただいております。今回、物資の納入等について様々な御議論あるいは御意見を頂戴致しましたが、そのところが反映ができるような形でまとめたものでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

理解しました。作るのはいいですけどもこの運用が大事なんですよね。作ってあったものを今まできちっと運用しきれてなかったと、本来はどこかの段階でそんな昔につくられた部分は改めるべきだったんでしょけど、やはりそれが落ちてたということで、今回の様な問題が起こったのもそれも1つの要因だと思います。ですので、作るのはいいですけどもきちっとそれを使いきるかどうかという問題だと思いますので、その点については今後気を付けていただければと思います。今回の見直し状況について質問をしているんですけども、大きく3つ上げられてます。1つは基本法の精神に則った中立的な立場、これはもう公務員として当然のことだと思うんです。2つ目が納入業者との契約に係るもので、これは今紹介しました調達に関する要綱ということを制定したということ。それと3つ目が前例踏襲を改めて業務改善を図っていくということだと思うんですけども、実際それでは、もう今までも出てきてますので、お米が上がってました。ですので、具体的にはお米の契約というのはどのようになるのかというのを、今までは商工会を通していたということで、いわゆるいろんな分からない部分が批判を受けたわけですよね。ですので、それがどのように改まっていくのかということが1つ。それとお米に関して私がちょっと聞いたところによると外部委託も検討しているという話をちょっと耳にしました。これは本当かどうか分かりません。そういったことを耳にしました。ですのでその点も含めてちょっとお答えをいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

米の納入に関してですけども、今までは地場の育成という形で商工会を通して米の納入をさせていただくような形で商工会と御契約をさせていただきました。それは随意契約という形になっとるんですけども、次からは競争入札という形で米の契約をさせていただこうと思っております。だから今までどおり商工会の方にも、こういう形で応募できる業者がいらっしゃいませんかということの御案内とホームページ上でも町内の米屋がある程度把握できておりますので、そちらの方にも御案内をお送りする形で、多く町内のそういう納入業者の方にお声を掛けて競争入札で決めさせていただきたいというふうに思ってます。それと2つ目の外部委託というのがちょっとなかなか私ども理解が出来なかったんですけどもよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

競争入札という形が、品質さえ同じであれば競争入札という形が1番ベストなのかなと思うんです。これは賛否あるかもしれないんですけども、一般会計で扱うお金と給食費って性質が違うんですけども、あくまでも給食費というのは食材費を集めている。これは税金でも何でもないわけです。保護者の方が子どもの給食のために出した。食材費のために出したということで、やはり同じ金額ならばやっぱりたくさんとか、いい材料ですとか。ですので、どうしても高くなるという状況はできるだけ避けたい、単価的にです。町内業者育成のためというのはよく分かります。でも、それだからじゃあちょっと極端に高くなってしまおうというのはやっぱり避けなければいけない。ある程度の一定の品質と量を保てるならば、やはり広く門戸を開けて競争を図っていくというのも1つ大事だと思います。もちろん給食を納入する業者にも赤字覚悟とは言いませぬけれども、本当もう手間賃程度で納入していただいている小さな業者もあるんです。だから、そんなに大量じゃないところもあるんです。本当に交通費の方が高くつくよと言われる部分もあります。そういったのももちろん考えなければいけませんけれども、やはりこう大きな金額になるものに関しては、やはり競争性を保つ、透明性を保つというのも重要じゃないかなと思っております。外部委託の件は私がちょっと耳にしたことですので、教育委員会の中では協議をされてないようですので、この場では避けたいと思っております。

それでは給食の公会計化に向けての議論を進めていきたいと思うんですけども、あの後もタスクフォースで先程紹介のあった文科省も方針転換を少し図ってきたということで、その後も中央教育審議会、いわゆる中教審と言われますけども、中教審の部会の中でも業務改善、学校現場の負担軽減のための業務改善の4業務を挙げられて、その中に給食費などの学校徴収金の徴収管理はこれは学校以外のところにさせるべきだというふうに謳われる。あれからまたいわゆる文科省は更に一步踏み出した形で声を上げてきております。まず、前回私がこの給食費に関して質問した時も公会計化を訴えました。しかし問題が、今のところ問題がないから公会計化は必要ないとふうな答弁で終わられたと思います。実際に今回こうやって給食費のことにに関して問題が起こったわけですね。そういった中でまだ、やはりもう、すぐ頑張りますという答弁ではなくて、文科省のガイドラインが出たらまた考えましよう的なニュアンスでの答弁じゃなかったかなと思うんです。もう一度確認をしていきたいと思うんですけども、私がこの公会計化にして欲しいというのは、もちろんお金の使い方を透明にするということが1番の目的です。それともう1つは先程から言ってますけども、保護者が自分の子どものための食材費を納めているのに実際、会計的には納めた子の分も納めてない子の分も1つの会計として、そして、納めてない子の分も納めた子の給食費から払われているという問題点を指摘しておりました。もう一度、再度確認しますけど、この私の考えが間違ってるのかどうか

ということなんですけども、納めていない子の給食費は納めた子の給食費で賄っているという、これは現在の長与町でも間違いないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今御指摘のとおりでございます。ただし前年度に未納の分が今年度に入った場合はそれを本年度の会計として入れておりますので、そういったところで加えられるお金もあるというふうなことを付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

未納の分を翌年度に徴収すると当然現年度に振り替えるというそういう説明だったと思うんですけども、でもそれってずうっと来てるわけですよ。過去からずっと。だからといって未納の分が全て過去から補填をされてきてると、全て補填をされているということではない。これは間違いないんですよ。給食費の未収金額というのがありますけれども、昨年から率とか金額とかは聞いてきたんですけど、今回はそれは大きな問題にはしません。徴収状況というのはどうでしょう、上がってますか、下がってますか、それだけでいいと思います。またその理由を分かれば教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

徴収につきましては28年度決算で99.8%となっております。こちらにつきましてもほぼ横ばいということになっております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

上がってないんですね。ほぼ横ばい、若干プラス、コンマいくつかがぐらいプラスですけど、そう大きく見えないくらいですかね。上がってる原因をお聞きしたんですけども、これは議会の委員会の中でも議論をされてたので大体分かってるんですけども、児童手当を給食費に充てるというのが出来るようになって、それで未納のところは強制的にはできないでしょうけども、保護者の了解を得た上で払わない家庭が児童手当を給食費に充ててるということで今の状態がキープできていると思うんです。それは間違いないことだと思います。今の状況、だから払ってない人の分まで払ってる人が負担をしていると、この点についていかがですか。それでいいことですか、ちょっとお伺いします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員がおっしゃりたいことは、それではいけないのではないかというふうな御指摘だろうと思いますが、それではいけないというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

明確にいけないというふうに教育委員会は思ってるわけですよね。それを改善するための方策は何かないんですか。お伺いします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程議員がおっしゃられたとおり、未収金の分を見童手当の中から入れていただくことと、そしてあと0.2%の部分を督促をするというふうなこの方法しかないというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

現段階ではそうだと思うんです。でも実際に未納は起こってるわけですよね。全てが見童手当から貰えるわけじゃないので。となると0.2%と言っても億を超える会計ですので、給食の食材の会計は私会計とはいえ億を超える金ですので0.2%といっても相当な金額だと思うんです。現段階ではその方法が無いということで、これをよく町長は水道関係とかと同じように考えるふうな考えをおっしゃったんですけども、それはまたそれで別問題だと思うんです。というのは、きちっと我々議会に水道会計では諮られますよね。不納欠損する時とかきちっと取れない分は諮られるんです。でも結局見えない状態で取れなかった分が最終的にはもうチャラにするというか、無かったものにされてきてるじゃないかなと思うんです。この件は前も質問したんですけども、実際にそれぞれの私会計で監査を受ける段階でも過去5年分までしか明示されない。もうそれ以前の分については教育委員会は分からないとおっしゃいました。実際にどのようなになっているかは現場のお金を握っている、帳簿を握っている人しか分からない。現場で帳簿を握ってる、お金を握ってるのは実際学校長だと思います。その学校長も普通2、3年で転勤をしてくると、もうどのようになっているか本当に実際分からないんじゃないかなと思うんです。それがずーっと今まで繰返してきた。保護者もそう声を上げる人いませんよね、皆さん。でもやっぱり誰かがここで言わないと、実際それが保護者の善意を盾にしてきたじゃないですけど、善意でもうなあなあに来てるじゃないかなと思うんです。ですので今、おかしいというふうに理事がおっしゃいました。だから、これをきちっとするのは新しいシステムを作るしかないんじゃないかなと思います。それが公

会計のシステムなんです。これ文科省のガイドラインができるまで見守る必要があるんですかね。長崎県内でも、もうやってる市町村出てきましたよね。他市町村の紹介は以前もしましたけども、大体自治体の数で言えば全国で4割ぐらいの自治体が公会計を導入してるんですよ。大都市では特に多いと思います。多分このガイドラインも、今やってる自治体を調査して、そのいいところ取りをしてくるんだと思うんです。だから長与町も、平戸とかも実際スタートされましたよね、平戸市が。今年の4月からですか。ガイドラインが出るまでじゃなくて、もう早速着手しますと出来ないんですか。もう30年度には間に合わないでしょうから31年度からやりましようとならないんでしょうか。この教育委員会がおかしい、だめって分かっている状況をまだ放置しとくんですかね。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

公会計化につきまして県内の自治体の状況、これは納入から支出、その段階を3段階、議員がおっしゃいました。その段階について聞き取り調査させていただきました。また様々な全国的な代表のところでの状況もいろいろと調べさせていただいております。ここで言いますと、ガイドラインにおおよそ載るのではないかというシステムが、調べた中では、ほぼどれを載せるのか分からないぐらい全ての状況について一致してるとは思えるような状況でありませんでした。大都市あるいは中規模、小規模のところ、それぞれやっぱり違っておられますので、ガイドラインに載ってくるころは、それを1番状況としてどこにも合うような状況がくるのかなというふうに思っております。ガイドラインが出る前にこのことを実施するというふうなことが当たればいいですが、そうではなくてガイドライン後に修正を図らなければならないということになってくると大変なことになるかなと思っております。例えば横浜市の事例の場合だと、このシステムを導入するのに8,000万から1億というふうなことで記録がなされておりました。このシステムを導入をした後に、またそれ以上の修正が図られるというようなことになると町から税金の持ち出しが相当になってくるかなというふうに考えております。2つ目ですが、公会計化した所のいわゆる収納といいますか、給食費の納入状況が上がったという事例があまり出ていないというふうに思います。それからしますと、その部分が税金で補填されるのかなと思っておりますが、給食費を納入せずに給食をいただいている子どもがいるという実態は変わっておりませんので、給食費を納めずに給食を食べるという状況は避けなければなりません、その状況は変わっていないということが公会計化でもなってるということは事実かなというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

横浜市の事例を挙げられましたけど、横浜市は先進でしたよね。早い段階で取り組まれています。経費もそのくらい最初に掛かったのを私も、システム開発費ですか、開発ですから一から始めたんですよね、あそこは。ですので、単独で委託をしてから始めたので、それだけ掛かったのは分かってますけども、今の段階ではそこまでも掛からないと思います。はっきり1億とおっしゃいましたけども今の段階ではとてもとても掛からないというのを申し上げておきたいと思います。また2つ目にお答えいただきましたことに私は反論するわけじゃないですけども、問題が違うと思うんです。払ってない子の分まで払ってる人が面倒見ているということが問題なんです。払ってない子、給食費を払わないというのは問題です。それはまた別次元、それ徴収の強化とかいろいろ方法あると思うんですけど、払っていただくというのは当然なんですけど、現状の払ってない子の分まで払っている子の分で負担をしているということが私は問題と思います。そのことを申し上げておきたいと思います。このままいってもこの件は平行線かなと思うんですけども、是非早く取り組むべきだと思うんです。保護者に本当に説明つかないでしょう。実際教育委員会も説明できますか。どうです、PTA総会に出向いてって教育委員会から給食のことを説明して欲しいとPTAから要望があったら、行って言えますか。言わないといけなんでしょう、そうなれば。ただ自分達から積極的には言えるような問題じゃないでしょう。やっぱり皆さんの善意に頼っている状況。知らない人が多いと思います、この件は。ですのでガイドラインが出たら早急にするんでしょうけど、私はガイドラインが出る前からもう動いておくべきだと思うんです。1年掛けてガイドラインが出来るんじゃないかなと思います。来年の年度途中には出るんじゃないかなと私は予想するんですけども、もう30年度並行で始まってガイドラインが出てそれに修正を掛けて、そして32年度、31年度は無理でしょうから32年度、32年度を目標にしてやりますと出来ませんか。町長いかがですか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今議員おっしゃるように30年度中にはそういうガイドラインが出ようと思います。それに対して私どもとして準備をしなくちゃいけないのは、やっぱり人的配置、それとそういう財務システム、それと徴収関係の人材も整備しなくちゃいけないと思います。だからまずそういうガイドラインが出て、それに合う形のそういう措置をして参るような形になると思いますので、やはりガイドラインが出た以上は私どもといたしましてもそういう形の方で進めていきたいというふうに考えます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

町長からの答弁はいかがでしょうか。政策的な問題ですので町長から頂きたいんです

けど。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、教育委員会が言っているとおりであります。私どもも教育委員会と話をしながらきてます。ガイドラインにつきましても新しくこういった形で文科省の方から提案されたことでもあります。そして、先程議員がおっしゃられるように99.8%というのは、やはり私は高く一応徴収出来てるんじゃないかなというふうな一定の評価は出来るんじゃないかと思っております。それに税金もそうですけども何でもそうですけども、やっぱり払えない方というのは、これは居ます。100%取れるわけじゃないわけですので、その中でやはり税金で納めるという形もありますし、いろんな形でそういった諸々の補填もしているわけですので、今度ガイドラインというのが出てきて、今までやってる私会計と比較して私会計はどうなのかということの精査をもう1回しながら、やっていかなくتهはいけないだろうと思っておりますので、その辺りはこの教育委員会を中心に検討させていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

町長から明確にいただいたと考えたいと思います。99.8%が高い、確かに高いんです。これは高い数字だと思います。他市町村ではもうちょっと低い。それはなぜかといったら保護者の意識が高いんです。私はあんまり全国学力調査の結果がいいというふうに、私は余りこれが高いから低いからとそんなに一喜一憂するあれじゃないんですけども、やはりそういったのも関連してくると思うんです。保護者の意識が高いと。ですのでこの徴収率が維持できている。当然いろんな徴収に関して努力もされてるんだと思います。児童手当の充当ですよ。今後も頑張ってくださいと思います。

それでは次、もう1つですけどもこの給食の回数についてお聞きしたんですけども、この給食の回数は保護者を交えた委員会みたいながあるんですよ。そこで決定をしているということですが、この給食の回数の変遷というのはどのような感じですか。ここ数年でも構いませんけども、給食の回数が減ってきてるんじゃないかという保護者の声があるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。平成の元年辺りからお話をいたしますと、先程教育委員会として答弁させていただきましたが、その回数からすると小学校、中学校ともプラス10回は多い状況です。それがこの7、8年前から今の状況が続いてるような状況でございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

変わらないということですね。ここで5年ぐらいは変化無いという理解でいいですね。これは保護者の意見、私も給食の回数を全部チェックしてるわけじゃないので分からないんですけども、保護者の意見と、ここで述べていいか分からないんですけども、給食はあった方がいいと。ちょこちょこちょこちょこ弁当が入る。週に2回弁当があると、週3回はないでしょうけど、もう2週間で言えば3回ぐらい弁当がある月もあると。たまったもんじゃないと。多少給食費上げてでも、給食の回数を本当はもう全部給食にしてもらいたいぐらいだという要望もあるんです。やっぱり1食作るの大変だと。本来は子どものためだからそのぐらい作れよという気持ちもあるんですけども、やはり共働きの家庭が多い、あるいは夜遅くまで働いてるお母さん、お父さん達がいるとやはりこう次の日の朝早くからちょっと頑張って作らなきゃいかんということでもありますので、この件につきましては変化無いということで理解をしたいと思いますが、給食費を上げてもちょっと回数増やして欲しいという意見もあることはお知らせしておきたいと思います。

それでは次に図書館建設に向けた目的基金の設立についてということで上げさせていただきました。町長はこの間、私も前段の最初の導入の部分で述べたんですけども、高田南の一定の目途というのを図書館整備への条件とされてましたが、この一定の目途が分かりにくいと。どの段階を一定の目途というのか。例えば結婚と例えましょうか、結婚をする一定の目途がついたと言った時に、彼女が見つかった時が一定の目途などか、相手にプロポーズをしたのが一定の目途なのか、婚約をしたのが一定の目途なのか、いろいろあると思うんです、一定の目途の捉え方で。この高田南に関しての一定の目途というのはどの段階のことをおっしゃってるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

この高田南というのは30年ほど続いている事業でございまして、その間、自分の家から出て仮設に入っておられるということもありまして、何とかこの事業を早く進めてしまわないと非常に他の事業が進まないということもございまして、そういうことで今いろんな手法を考えてやってる段階でございまして、そしてこの高田南もやるにしましてもかなりの金額が掛かるものですから、財務と1つ1つ丁寧にしまして、何年間でどのぐらい返せるかというようなことも踏まえて今精査をしております。そういった中で大体この高田南の事業が、ほぼ大体この辺りで結論づけられるかなと。その次の事業に掛かれるかなというところが、一定の目途だというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ちょっとまだ明確じゃないんですよね。今PFIを検討されてますよね。ということはPFIが決まったというのは一定の目途と捉えていいんですか。いかがですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

PFIも1つの手段でございまして、まだ他のことも含めて考えておりますけれども、一定の目途というのはいわゆる財務との調整です。財務と調整して何年後にこれが、大体支払いがほぼ1つの山を越えるということが財務当局の方できちんと出せば、そこからが次の事業のスタートだというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

PFIも当然そうだと思うんですけど、それ以外もということで複数考えられる事があるのかなと思うんですけど、実際に考えられることってあるんですか。PFI以外に今の段階で、もう今多分PFI頼みじゃないんですか。いかがですか。まあいいでしょう、もうこれは多分無いですよ。あともう1つ今までどおりやっていくかですよ。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

PFI事業を1番の柱として今検討しておりますけれども、それ以外にWTO事業、一括発注そのような事業も考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

資金が無いならばPFIですね、二択ならばどうしても。手持ち金が無いので。ということでPFIについては、はっきり言ってまだほぼ進んでいないというふうな認識なんですけども、見通しはどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

現在、県の方におきまして事業認可等、実施計画等の変更について作成をしております。早ければ今年中に国土交通省の方に変更の申請を持っていきたいと考えております。その中でPFI等検討しておりますので、全く進んでないというわけではございませんで、今確実に事業実施に向けて手続きを進めてるということでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

すみません。全く進んでないわけではないけどもそこまで進んでいるものでもないというふうな思いです。元に戻しますけれども、新図書館へ向けてそれでは今年度何か進めたことはございますか。お伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

補助金の活用という点では以前から申し上げているところですけども、なかなかその課題が多いという中で有利な起債、こうしたものも研究をしてみいました。1つは施設の複合化によって一定の延床が縮小できるものについては交付税の措置率が高い有利な起債のメニューがあるということ。それから財源確保の見通しというものに合わせてできるだけコストを抑える手段として、例えば民間との連携、PPP、PFIの導入事例ですとか、どのような手法が考えられるかというものの調査、また民間の企業ですとか地元の金融機関とそれぞれが持つ公民連携の事業例といったものを意見交換してきたというところなんです。事業規模がどうしても見通せないというところで具体的などころまではいっておりませんで、情報収集するという段階で留まっている状況ではございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

裏ではそういうふうに努力をいろいろされてるんだと思いますけれども、実際それが町民の目には見えないんです。町民には分かりません。町民の方も新図書館への熱望というか要望は多くあります。先日行われました図書館まつりでは、図書館を想う会の方ですか、柳田邦男先生をこれは町の補助事業でもあったようですけども、呼び出して、いわゆる新図書館に対する機運を盛り上げたいとか、町民の意識を高めたいと、いろんな目的があると思うんですけども、やはりこう火を消してはいけないという思いで頑張ってるんじゃないかなと思うんです。私も今回目的基金の設立についてと挙げたのは、やはり目に見える形で町民の方に御協力をお願いしたり、あるいは全国の方に寄附を募っていただいた分に関して、実際今教育振興基金の中に入ってしまうと、もう全く分からない状況になるんですよね。一般財源からも、いわゆる余剰金からも入りますし、でするので1つの基金をきちんと作って図書館建設、もう1つの教育振興基金は図書購入とかに充てられますので、そちらはちょっと分けて建設のための基金ということでふるさと納税からいただいた分をきちんとこう見える形で積んでいってはいかがかなと思うんです。そういった思いで2番目の質問を挙げたんですけども、振興基金があるからそれは大きく捉えて活用できる、それはよく分かるんです。私も振興基金を統合する時

に、そういった形で賛成させていただきました。ただ今このなかなか事業が進まないと思われる状況の中で、役場は有効な補助金とかそういったのを活用する方法考えて、ただ補助金だけではやっていけないわけです。絶対手出しが出るんで、その分だけでもこういった目的基金を設立して積んでいってはいかがかなと思うんですけども、再度ちょっとどうお考えなのか。統合してそれが使えるということはよく分かります。ただ目に見える形で町民機運を高めるためにもこういった基金を設立してはどうかという考えなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

図書館整備に向けて姿勢を見せるためにということで理解をしております。そのためには設置を分けて行うということだけではなくて、やはり目に見える形で積み立てていくということに大きな意義があるというふうに考えてます。先程の御質問中にもありましたとおり、今既に教育振興基金を設置しております、この2年間一定の額積立ても行っているところです。この積立については図書館整備に特化したものでございせんが当然活用ができるものというふうにも考えておりますし、これに加えての図書基金への積立というのがなかなか現状では難しいかなと、今後の大型事業に備えておく必要もあるということも考えております。分離をするということも当然可能ではあると思いますがけれども、そうすると図書館の方の基金に積んだ分しか財源として活用できないということで、現時点ではなるべく大きく取っておくということが有効ではないかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

これは両方活用すること出来ないですか。目的基金、建設に特化した分とそれと例えばもう1つの教育振興基金は蔵書に充てるでもいいわけですよ。だから建設に特化させて作る。やり方次第だと思うんですけども、私は是非この目的基金を設立して実際に目に見える形でお金を積んでいってもらいたいということで、次の質問とかぶるんですけども午前中の質問にもありましたけれども、いわゆるクラウドファンディング、ガバメントクラウドファンディング、そういう形じゃなくても、ふるさと納税のメニューの中に図書館建設に向けたという項目を是非私は立てるべきじゃないかと、それは前向きな答弁だったと理解しておりますので、この点はこれ以上申しませんがともう思っております。ここは今後も私注視して、是非ともしっかりとした目的基金を1つちょっと作っていただけたらなと思っております。この最後のふるさと納税、本体の問題ですけども、この件につきましても午前中の同僚議員がもうほぼやっていただいたかなと思うんですけども、今後の取組みについてということでありました。これも午前

中指摘があったんですけれども、やはり目に見えないという部分があるんです、うちのふるさと納税の使われ方が。もうほぼ基金に全部積まれていると。いくつか地域福祉ボランティアへの助成金とか母子健康保健推進員の協議会の補助金、デジタルベビースケール、療育遊具、地域福祉ボランティア、これ基金に積立てですよね。後も全てふるさとづくり事業も全て基金、青少年育成、文化振興事業、体育振興、義務教、これ全て基金に積立てるということでもう使われ方がよく分からないと。ですので、時津町が1番いい参考になると思うんですけども、時津町はその事業に対する充当率までしっかりと示してますよね。ですのでやはりふるさと納税をしていただいた、ふるさと納税の利点は前お話したと思うんですけども、やはり納税していただく方が、寄附をしていただく方が事業を選択できると。やはりその事業を選択していただいたら、その結果まできちんとお知らせをするというのが義務だと思うんですよ。どこでしたか、市町村名具体的にちょっと思い出せないですけども、もうホームページ上で公表してたんですよ。冊子みたいにして、写真までついてこれが作られましたと具体的に示してあるわけです。これを整備しました、ここを整備しました、こんなことしました。ですのでやはりもうちょっと、次に繋げるっていうのは分かりますかね。1回もらって終わりじゃなくて次に繋げるという。そして返礼品だけではなくて、やはり事業に対して今後は寄附をいただくと。ガバメントクラウドファンディングに拘らなくてもいいと思うんです。この事業をしたい、だからそこにふるさと納税をして下さいというメニューをプラスするだけでも十分だと思うんです。そういう形で進めていただければなと思います。ちょっと時間の配分がまずくて中途半端になりますけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩致します。

（休憩 14時00分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順9河野龍二議員の①小中学校普通教室エアコン設置について。②就学援助の拡充について。③高田保育所上部の町有地についての質問を同時に許可します。

14番河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは早速、質問させていただきます。まず始めに小中学校普通教室エアコン設置について質問させていただきます。平成29年4月1日現在での文部科学省の調査では、全国の小中学校普通教室のエアコン設置率が平成26年の調査に比べ16.8ポイントも上昇しています。この結果は最近の温暖化に対する対策として、学校普通教室へのエアコン設置は緊急の課題として取り組んだ結果だと私は思います。本町の小中学校普通教室のエアコン設置を考える質問をさせていただきます。1、平成29年度の夏期にお

いて、熱中症での体調不良を訴えた児童生徒及び職員はいませんか。2、文部科学省の学校環境衛生基準では、温度は10度以上30度以下が望ましい。相対湿度は30%以上80%以下が望ましいとなっていますが、こうした基準に対しての対策はどう行っていますか。3、学校の温度並び湿度の計測はどの様に行っていますか。4、普通教室のエアコン設置の考えはありませんか。質問いたします。

2つ目に就学援助の拡充について質問いたします。就学援助は、学校教育法第19条経済的理由によって就学困難と認められる場合は、市町村は必要な援助を与えなければならないとあります。給付条件は生活保護基準を参考にしていますが、所得基準は自治体の裁量となっています。現在、物価の状況やこれまでの税及び社会保障の負担の増加などを考慮すると、現状の長与町の就学援助支給となる所得基準は県下の自治体と比較しても低く、改定が必要と考えます。そこで以下のことを質問いたします。1、本町の所得基準額を引き上げる考えはありませんか。2、補助対象範囲にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費等、追加の考えはありませんか。質問いたします。

最後に高田保育所上部の町有地について質問いたします。平成29年第3回定例議会の同僚議員の質問の中で、高田保育所上部に位置する町有地の取り扱いに対し、町長は公社の先行取得用地であり、買い戻し後売却を考えると答弁されました。その後の議会報告会での高田住民の皆さんからは、この用地は地域の公園として毎日使われており、交流や親睦、健康維持の場として無くては困る。高田地域の老人会等の行事も100人から150人集まり活用されている。売却されては困ると苦言が数多く出されました。このことを踏まえ、以下の質問を行います。1、地域の実情を十分に把握すべきではありませんか。2、売却方針は再考すべきではありませんか。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは河野議員の御質問にお答えをいたします。1番、2番の御質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方から3番の御質問につきましてお答えをいたします。3番目1点目の地域の実情を十分に把握すべきではないかという高田保育所上部の町有地についての御質問でございます。この高田保育所上部の多目的公園、グラウンド用地につきましては西彼中央土地開発公社の先行取得用地となっております。今後は町による買い戻しが必要な用地であります。現状といたしましてはまだ買い戻しをしておりませんので、地域の方々の利用申し込みがあった場合に利用者の調整を図り、申し込み団体が使用されておるところであります。町有地ではありませんが、公社の御理解をいただき、利用の便宜上、隣接する公共施設としてふれあいセンターにて利用者の調整等を行っております。平成28年度につきましては年間353件、延べ6,841人の方の利用申し込みがっております。2点目の売却方針を再考すべきではないかという御質問でありますけれども、先程説明しましたようにこの用

地は公社の先行取得用地となっております。今後は町による買い戻しが必要な用地があります。町財政の運営動向や今後の買い戻しなどの計画を関係機関と協議しながら検討していきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、河野議員の1番目1点目の質問にお答えいたします。29年度の夏期に熱中症で体調不良を訴えた児童生徒及び職員について報告は上がっておりません。2点目の学校環境衛生基準の温度や相対湿度に対するの対策はという質問でございますが、教室の温度は快適性に直接影響を与えるので、児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない、最も学習に望ましい条件は夏期で25度から28度程度となっております。相対湿度とはその空気を含むことのできる最大の水蒸気、飽和水蒸気と比較した空気の水蒸気の百分率を表します。日本の気候での特長として夏は高湿、冬は低湿ということを踏まえ、教室内の総体湿度は30～80%の維持が良いとされています。現在、普通教室の暑さ対策については窓を開閉したり、カーテンを閉めて日差しが直接差し込むのを防いだりしています。また、必要に応じて扇風機の設置により対応をしております。3点目の学校の温度並びに湿度の計測はどのように行っているかについてお答えします。学校では養護教諭または保健主事が廊下に設置した温度計等により測定及び記録を行っております。また、校内及び体育館内の数か所にアナログ式の温湿度計も設置しており適時計測をしております。4点目のエアコンの設置についての御質問につきましては、小中学校の普通教室へ冷房設置する計画ですが、地球温暖化による気温の上昇等を考えいろいろな面から研究をしておりますが、現在のところは必要に応じて扇風機の設置等で対応をしております。子供たちの安全を第一に考えて、限られた予算内で老朽化した校舎の維持補修を最優先に行っており、エアコン設置までは至っていないのが現状であります。

2番目1点目の本町の所得基準額を引き上げる考えはないのかについてお答えします。本町では生活保護基準額の引き下げに関しては、所帯の所得が生活保護基準の1.2倍までという制限を設けておりますが、認定作業の際に使用する生活保護基準額は引き下げ前の基準額を使用しております。就学援助の対象に影響が無いように考慮しております。現時点では所得の基準額を引き下げることには考えておりません。

2点目の補助対象範囲にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費等の追加の考えはないかについての質問ですが、本町では補助対象範囲については新入学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、医療費について援助を行っております。保護者の負担軽減に必要な援助を行っていると考えており、現時点では補助対象範囲を広げることは考えておりません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず4番目のところでエアコン設置の考えはどうかというところでお尋ねいたしました。教育長は設置に向けて検討しているがということで、ただ現状では至ってないというふうな考えで言われました。私は設置を今後すべきではないかという方向でお伺いしております。設置に向けて検討はされていると言われましたので、設置に向けての検討の方法で、確かに老朽化した学校の問題もあるかと思いますが、どのように設置に向けて検討されてるのか、まず、その辺をお伺いしたい。設置に向けて検討をしてると言われたので、どのような検討をされてるのか。具体的にちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるように、私どももエアコンの設置は今後必ず必要になってくるんじゃないかと考えております。今現在、私どもで考えてるのは設置に対する直接工事ということではなくて、一遍リースでやってみたらどうだろうかとか、それともう1点は福岡市辺りがやっておりますPFI事業で一斉に業者の方に設置をしていただいて、それを町の方に移管してもらおう。ある一定の年数、運営関係をしていただくという形のPFI事業当たりも研究をしとるんですけども、それに関しても年間の必要経費、経常経費はかなりの金額になるので、なかなか推進の方にはまだ行ってないのが現状でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この問題、前回平成26年3月の定例議会で取り上げたんですけども、その時も財源的な問題もあるということで、いずれはという話だったんですよ。ただ、いつまでもいずれは、いずれはでは。これはどなたに聞いても、今の環境の中で子供たちの教育現場にエアコンが無いというのは、もう異常じゃないかなというふうに思うんですよ。そういう意味では冒頭申しましたように早急の課題だと思っておりますので、もっとスピード感を持って、是非検討していただきたいなと思います。そこで、もう少し具体的に質問させていただきますけども、質問通告にもありますように文科省の調査、既に私が言うまでもなく状況は御存じかと思いますが、是非、財源の問題もありますので、町長にも具体的に知っていただきたいと思います。平成26年度に比べて16.8ポイントも普通教室のエアコン設置率が上がったということで、全国の都道府県の設置率も数値として出ております。そこで九州だけ取り上げて言いますと、普通教室だけですけども福岡県では65.5%、隣の佐賀県では47.2%。いわゆる半分近くの普通教室はもう既に設置されてると。熊本県は32.4%、大分県で33.8%、宮崎県で26.7%、鹿児島県で35.8%、沖縄県は特に暑いということで79.6%が設置されてる。長崎県は

どうかというところ8.6%なんです。これ全国的に見ても非常に、下から数えた方が早い数字が出てくるんですね。でも、これは県の方針なのか、なかなか首長の考えが皆同じ立場に考えているのか、こういう実態になっているということで、やはりここも私は改善すべきではないかなと思っている訳ですよ。今、温暖化の中でも30度も幾らも上がる中で勉強に集中するというのは非常に難しいと思いますので、確かにいろいろと研究課題がたくさんあると思うんですけども、是非、設置の立場で考えているならば、先程出ましたけど一定の目的。この時期ぐらいまでには是非付けたいというふうな、それは全体的な問題もあるかもしれませんが、そういう目標を持ってやらないと、私はまた、いずれは、いずれは、に落ちいってしまうんじゃないかなと思います。学校の老朽化の問題もこの学校が済めば今度はこの学校だと、この学校が済めばこの学校。図書館建設がそうでしたよね。学校の老朽化の対処をしてからってというふうな話でしたけど、また違う問題が出てきたと。これはこれだけの目的の為に、いずれはというふうな目標ではなくて、早急なスピード感を持った設置を行うという立場に立っていただけないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今、議員がおっしゃるとおり長崎県の設置率というのは低うございます。長崎の8%というのも島原の方が普賢岳の関係で、そういう火山灰等の関係があって各小中学校に設置されておりますので、長崎県内で考えると他の市町村はほとんど付いてないという形じゃなかろうかと思えます。先程からちょっとお話しをしておるんですけども、いろんな老朽化対策等もありまして、いろんな形で費用がかさんでおりますので、今後は国の方に私どもの方から直接、県を通してそういうものの要望等もさせていただいて。今後、学校教育の関係の見直し等で授業数等も増えてまいりますので、それまでにはどうにか間に合うような形でできないかというふうな、今考えてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野委員。

○14番（河野龍二議員）

授業数が増えるというのは何年後ですか。平成32年でしたか。32年までにはそういう設置の形作りができればと考えているのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

私どもも本当早くしたいんです。ただ、そういうものも勘案しまして、早くても良いんでしょうけども、やはり32年には目的を付けたいというふうには考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

一定の目途が出たんで是非期待したいと思います。32年度を待たずに環境を整えれば私はどんどんやっていただきたいと。それが行政の方もやっぱり財政の問題も含めて私は是非検討していただきたいと思います。そういう方向が出たんで、あとは細かいことなんですけども、1つは3番目の温度並び湿度計測がどのように行ってるかということで、廊下に。答弁。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

しばらく休憩します。

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じます。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

内部の問題は十分検討していただきたいと。この場ではなくてですね。で、是非期待したいというふうに思います。3番目の廊下に温度計、湿度計もあるんでしょうかね。それで測っているということと言われてましたけども、私、教育委員会の方から学校の温度を9月の間だけでも測って欲しいというふうな形でお願いして、その数値をいただいたんですけども、学校間で非常に温度差が大きくあると。具体的に言いますと9月5日なんですけども長与中は29度、高田中についても27度。しかし長与小については21.5度というふうに非常に温度差がある。適時測っているというふうに言われましたけども、私は普通教室で一定の時間で測るべきではないかなと。こういう温度差があれば、どういう対応していいのかわからないと思うんですよね。現場ではそれぞれ職員の先生方が窓を開けたりだとかカーテンをしたりだとかっていう対応をされてると思うんですけども、教育委員会が持つデータとしては一定の時間、1番温度が上がる午後からの時間だとか、西日が当たる教室の温度だとかっていうのを正確に把握すべきではないかなと思うんですよ。だから、ここでお伺いしたんですけども。そういうふうなものは特に無い訳ですか。今、私がいただいた資料ではそういう温度が出てますんで、そういうふうに一定時間を決めてだとか、この場所の温度と西向きと北向きは全く違うと思いますんで、そういう測定の仕方はしてないものなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

これは学校保健の中で、ある一定の所に設置した温度計で各学校定点の観測をすることになっておりますので、その定点で、おおよそその学校で決めるんですが、午

前中に測定をするということで指示をしておりますので、午前中で定点の観測というふうになっております。御指摘のとおり、長与第二中学校の方では29度、そして長与小学校の方では21度ということになっておりますが、そこに置いてある温度計の場所によって、そのような温度の差が出ているというふうに考えられます。先程、さらに西日等というふうなことがございましたが、午後からの観測とか、そういった暑い時期での観測に特化してということの測定はしておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

先程、御説明しましたエアコン等の設置の件ですけれども、ちょっと舌足らずの部分があったと思われましたので、再度、御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども。私もといたしましては32年度に作るということじゃなくて、32年度までに目途というのを設定していきたいというふうに考えておりますので、設置とか、やるよってということではございません。そこは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私はこういう問題は努力の経過だと思うんですね。努力してもならない事はあると思うんですよ。ただ、やっぱりそれに向けていかに努力するかというところだと思うんですよ。だから32年度全部付いとらんからどうなんだと追及するつもりはありません。ただ、それに向けていかに努力するかと、その努力の結果が我々に示せるかと。学校を利用する子供たちにいかにそういう立場に立ってやるかというところだと思いますんで、私は一定の目途をというふうに言いましたけど、やっぱりそういう目標が無いと、何度も言いましたように、いずれは、いずれは、になっていくと思っておりますんで、是非そういう立場で望んでいただきたいというふうに思います。話があっちいたりこっちいたりして申し訳ないですけども、午前中の長与中の29度って、午前中で29度なら午後からかなり上がってる可能性がある訳ですよ。先程言う環境基準を上回る状況もあったような経緯もあるかもしれません。そこが分からないと、なかなか出てくるデータだけではやっぱり積極的な姿勢というのが出てこないんじゃないかなと。各教室どれだけ温度が上がるかというのを、今後データとして揃えていく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。これは環境基準の別として設置するならば、そういう立場でデータを取っていくというのが必要ではないかなと思うんですけど、そういう考えはありませんか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

先程データをお示ししました分につきましては学校で測定しているものについてとい

うことでしたので、それを御提示させていただきました。エアコンを設置するという前提で1番高い温度の所、あるいは湿度を測定するという前提ではございませんので、その点は御了解をいただきたいと思います。さらにエアコンの設置について、1番厳しい所の温度を測定したらいかがかというふうなことです、それにつきましては、そのようなことでの学校のいわゆる保健上の動きはありませんので、これについてどうするという事はここでは御回答はできませんし、エアコンの設置というものが次年度いくとかそういうふうなことはまだ確定はしておりませんので、これにつきましてはその目途が立ち次第、必要に応じて対応させていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

何事にもいろんな準備が必要だと思うんですね。やっぱり現状を認識するというのが大事だと思うんですよ。目途が立ちました、教室の温度を測ってみましたじゃなくて、やっぱり日々、子供たちがどういう環境にあるかっていうのを十分つかむべきじゃないかなと。そういう現状をつかむことで、例えば32年度が1年度早く。そこを町長にもしっかり伝えていくというのが大事だと思うんですね。そういう環境にあるんだということですよ。そして全体で考えると。その為にもデータが必要じゃないかと思っっているんですよ。目途が立ってからどういう状況ですかねって考えるんじゃないかと、やっぱり今の現状がどうなのか、早急に対応せんばいかんという問題提起の為にもデータが必要だと思うんですけども、そうはならないんですか。再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

学校現場としても、あるいは学校の状況としても、非常に湿度が高いと、あるいは高温の中で学習してるという状況の問題の把握はしておりますので、具体的にそのデータが必要になるということであれば、その時から測定を始めたいと考えてます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

何度も言いますが、そういう現状をずっと積み重ねていって、先日から言ってる優先順位という問題が出てくるんだと思うんですよ。やっぱりこの35度も40度近く教室がなれば、本当に早急にしてやらんばいかんと。じゃあ財源どうするかというふうな形になると思うんですよ。そこは設置を考えてからっていうふうじゃなくて、そこが認識の違いなんじゃないかな。私はやっぱり早急にやるべきだと。そういう意味では、今の現状を十分把握しているいろんな問題を考えて対応すべきだと。先程、熱中症での体調不良を訴えたケースは無いと言われましたけども、今後、出てくるかもしれません

よね。どんどん出てきた場合どうするかという問題も含めて、それからしましょうかじやなくて、そういう問題も含めてこういう問題が出てこない為にも、データをきちんと把握していくというのが大事だと思いますんで、もうこれは何度訊いても同じ答弁かもしれませんが、そういう形で是非努力をしていただきたいというふうに思います。

扇風機で適時対応するというふうに言われました。この扇風機ですけど、例えば各学校、各教室に見合う扇風機が置いてあるんですか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今のところ第二中学校と南小学校に関しては普通教室の方に扇風機の方が設置してあります。他の学校については全ての教室という訳ではありません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は扇風機よりエアコンを設置すべきだという立場なんで、扇風機を全教室にというには、ちょっとトーンダウンした形になりますんですけども、扇風機すらも全教室に無いという意味では教育環境としては十分じゃないですね。衛生基準のこの状況を、どうやって対策してるかという窓を開けたりカーテンをしたりということで、それが対策になってるか、私はなっていないと思うんですよ。そういう意味では教育委員会としての認識が子供たちに対して非常に冷たいなというふうに思います。扇風機の問題も含めて十分な改善を図るべきではないかなと思いますんで、再度、エアコン設置のスピーディーな形で取組の考えを教育長からいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

議員のお考えはよく分かっております。私自身もそれは、財政が伴えば。だから、こちらとしても精いっぱい努力をして、なるべく早く子供たちの、良い環境で学習できるようにしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

現状そこまでかなというふうに思います。ただやはりこの問題、一定目途の中でやっていくということですけども、環境が違えば、またさらに要望する時があるかもしれません。是非それに応えられるように十分対策を取っていただきたいと思います。

次の質問に入ります。就学援助の拡充ですけども、この就学援助について生活保護基準、私この本町の所得基準額を引き上げるべきではないかというふうに質問してるんで

すよね。これはホームページ上でもあるんですけども、長与町の就学援助の所得基準額というのがありますよね。長与町の場合は借家、持家と2つに分かれてるんですが、例えば借家の方だけ説明しますと、世帯2人、大人1人子供1人で認定基準額と言われるのが174万6,400円。3人世帯では226万7,200円、これは3人の場合、大人1人子供2人ですね。大人2人子供1人の3人世帯では222万8,000円。4人家族では271万7,600円。5人家族では319万7,800円ということで、これが認定基準。この基準を下回ると就学援助が受けられるということですね。ですから、私はこの金額を上げたらどうかと。いわゆる2人世帯で200万円ぐらいに上げると、今まで180万円もらってた人ももらえるようになりますよというふうな形。教育長はちょっと引き下げは考えてないと言われたんですよ答弁の中で。だから、そこは間違いですよね。この基準額を上げる考えは無いということですよ。他町の状況も御存じかと思えますけども、例えば時津町でいえば、さっきの基準からいくと2人世帯の場合は長与が174万6,400円に対して、時津町では204万円なんですよ。3人世帯、大人2人子供1人の場合は長与町では222万8,000円に対して、時津町では255万円なんですよ。これ結果的にどういうことかという、長与町に住んでる3人世帯、大人2人子供1人の方は230万円所得があれば就学援助が受けられないんです。ただ、時津町の場合は255万円ですから、250万円あっても就学援助が受けられるんですよ。だから私はこの基準をやっぱり上げるべきではないかと。この基準を上げることで救われる人がたくさんいるじゃないか。そこが必要じゃないかなというふうに思うんですよ。質問したいのは、この基準額はどういう根拠で決まったのかですね、長与町の基準額。先程ちょっとありましたけども、そこをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員が御指摘のホームページ上に載せてある認定基準額はあくまでも目安になります。議員がおっしゃった時津町の認定基準額もあくまでも目安になります。長与町の方が時津町の方よりも認定のモデルとなった年齢が、数字をちょっと低く下げるようなモデルで計算をしていますので、時津町と長与町の認定基準額が違うという訳ではありません。同じ基準で認定をしています。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

よく分からないんですけども、この金額、ここに明らかに出てるのは両方ともホームページからなんですよ。長与の場合も3人、大人2人小学生1人の場合でも255万円以下ならば認定しているというふうにはいいんですか、そういう判断で。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

時津町と同じような認定のモデルですと認定がされているという状況になります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

じゃあ、この数字はどういうところから持ってきている根拠の数字なんですか。そこをまず、最初にお伺いしたいんですけど。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

大人1人子供1人っていう構成、生活扶助認定の年齢による需要額が国の方から決まっておりますので、うちのモデルの基準額が低い数字に出るようにしてるということになります。時津が年齢が高いモデルで認定基準を設定してるということになります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

非常に分かりにくいですね、そういう意味では。ホームページ上ではその年齢の基準だとか全く書いてない訳ですよ。確かに相談すればそういう対応をするというふうな話なんでしょうけども、時津とは同じだというふうに。これは恐らく生活保護の等級で違うと思うんですよ。ただ、この基準が先程1.2倍というふうに言われましたよね、生活保護基準額の。じゃあ、この1.2倍あるのかどうなのかというふうな。今、生活保護基準額がちょっと私も調べ切れなかったんですけども、例えばこの時津と長与だけ比べると3級地の1が長与、時津の等級だと思うんですよ、生活保護基準の。それで調べると長与町が住宅扶助費も含めて1.1倍ぐらい。時津町が1.3倍ぐらいだったかな。そういう数字になるんですよ。そういう意味では、ここの認定水準基準も一定やっばり上げないにしても変えるべきじゃないかなと思うんですよ。確かに1.2倍、そもそもあるものなのかどうなのか。まずそこだけお伺いしたいと思います。この基準額で。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

1.2倍あるというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

思っておりますじゃなくて、やっばりなければいけないと思うんですよ。生活保護

基準額も非常にいろいろ様々で計算難しいと思うんですけども、基準額決まった部分に対してやってるということで、やっぱりそこはあるべきだというふうに思いますし、元に戻りますけども、この就学援助の法律からすると、就学に困難と認められる場合はしなければならなくなってる訳ですよ。そういう意味ではこの基準額を、先程、例は時津をあげましたけども、時津の状況、時津と長与は一緒ですよという話ですけども、ここをやはり上げていくことが、先程言った救える人たちがたくさん出てくるんじゃないかなと。通告にもありますようにこの所得基準額、自治体の裁量ですよ。1.2にするか、1.3にするか、1.4にするかというのは。だから、そこをやはり今後引き上げていくべきではないかなと。いろんな事情、先程給食費の問題もありました。いろんな事情を考えるとここを引き上げて、就学援助を受けられる人をもっとたくさんにすることが望まれてるんじゃないかなと思いますんで、このホームページの数字の状況をやはり変更すべき分と、そういう1.2倍に留まらず、そういう基準を上げていくという方向性が考えられないのかですね。再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員御指摘のとおり、ホームページの認定基準額のモデルにつきましては基準額を上げたいというふうに考えておりますが、1.2倍の基準額につきましては現在のところは上げる方向には考えておりません。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

次の質問もありますんで、この問題はここまでにしておきたいと思いますが、実は南島原市が平成28年度から29年度に対して引き上げているんですよ。これは議会での要求でそういう状況を作り出してるんですよ。地域の状況もあるかと思いますが、やはりその上げないという状況があるのかもしれない、長与町としてもですね。ただ、やはりそこは今の生活、このいろんな児童を抱えてる親御さんたちのことを考えると、私は上げて就学援助の幅を持たせるというのが必要ではないかなというふうに思いますんで、是非、これも検討していただきたいと思います。

最後の質問に入ります。町有地の上部の問題ですけども、町長の答弁ではちょっと理解できませんでした。買い戻しについてはどういうふうに言われたんですかね。買い戻しして、その後については検討していくと言われたのか、何をどう検討されていくのか、もう少し具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

この土地につきましては土地開発公社で先行取得しております。実際の地価と当時の利息が掛かってますので、簿価としたらかなりの差が出ております。ですから当然まだ公社の土地で、町が買い戻しをしなければなりません。当然、今の実勢価格よりもかなり高い価格で買い戻していかなければなりませんけども、そのまま置いとけば利息が利息を生むという格好になるので、我々とすればできるだけ早く買い戻したいなと思っておるんですけども、はっきり言いましてマイナスでございます。ですから今後、どうにかして買い戻して、買い戻しをしたからといって地域の皆さんが利用されてるので、新しい計画ではこの用地の代替としてトンネルの上に新たな公園ができておりますので、そちらの方で機能を代替していただいて、せめて利息負担分ぐらいの町の負担に抑えて、用地につきましては、まだまだ区画整理事業で何十億という残事業費がありますので、せめて残事業が大きくならないようにということを考えますと、当然、売却も視野に入れて検討をしていかなければならないというふうな考えでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

地域の実情は先程町長の答弁でありました。年間350何日ですかね。本当、毎日この公園が利用されてると。議会報告会に来られた住民の方々も、ここは場所的に非常に集まりやすい訳ですよ。下にふれあいセンターがあって高田の大体中心部ぐらいに。議会報告会の中でも言われました、高田にはこういう広い公園が、先程副町長はトンネルの上に広い公園できたじゃないかと言うけども、ああいう形で使える公園というのがなかなか無い。あそこの公園が非常に地域の健康維持だとか親睦に役立っているんだと。そういう中で売却はないだろうというのがもう本音ですよ。やっぱりそこを汲み取ってもらわないと。その財源の問題云々は行政側の問題でしょうけども、住民の思いというのを理解してもらわないと。単に売却するでは、売却するのも視野に入れてというふうにならなくてトーンダウンしてますけども、それはなかなか地域住民の方は受け入れられないんじゃないかなと思いますんで、ここはもう一度再検討すべきではないかなと思いますけども、何か御答弁いただけますか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

地域の皆様方の実情は十分理解しておるつもりですけども、やっぱり町を運営していく上では財政というのは非常に重要な面もあります。先程言いましたように売却ということも視野に入れないと、今後、高田の区画整理をしていった段階でかなりの経費が必要になってきます。今、試算してるだけでも残事業が数十億ということで、それをコストが掛からないようにということでPFI等々もいろいろ研究はしておりますけども、結局、町とすれば今現在、計画が無い土地ですので、早目にそれを処分することによつ

て、先程から言いますように金利負担等と利息が利息を生むような状況を避ける為にも、できるだけ早目に買い戻して処分をしていくというのが、町の財政運営のことを考えると1番必要なことじゃないかなと思っておりますので、先程申しましたように売却を視野に入れて、今後、計画を進めていきたいなと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

確かに財源の問題、考えないといけないと思う部分もあります。今、副町長は町を運営していく中ではっていうふうな話を冒頭されまして、私この高田地域のこの場所がどういう役割を果たしてるかというところ。先程出てきた数字だけでも十分分かると思うんですよ。年間6,000人ぐらい利用してるということでは、町の運営の基準となる総合計画の後期基本計画ですね。これの施策目標1、施策1のところから含めて私見してみました。目標1、何と書いてあるかと、信頼からはじまる参画と協働、多様な協働のまちづくり、施策1、多様な協働の環境づくりと。ここの中には施策の目標として、まちづくりを町民とともに考え実践していく協働は本町の行政運営の行財政運営の基本的な考えの1つですと、まちづくりの主役が町民一人ひとりであるという意識啓発、情報共有のため情報云々でも書いてますけども、また近年では自主的なまちづくりの行動を行うNPOやサークルが増加してますと。本町ではこうしたまちづくりの担い手となる団体や人材の育成と活動を積極的にサポートしてますとなっています。まさに、この場所のこうした取り組みというのは長与町の総合計画、基本計画の1番最初のページに載ってますね。次のページも見てみました。次のページも目標は信頼から始まる参画と協働と。施策としては地区コミュニティの活動の推進ということで。ここにも引き続き本町は、地区コミュニティの活動を支援すると共に、地区コミュニティ活動に関する理解と醸成と参加促進を組みます。まさにこの地区コミュニティの活動の拠点の場なんですよね。ここはですね。この次のページも自治会活動の推進。財源の問題確かにそれはあるかもしれませんが、総合計画、基本計画ではやはりこうした活動を支援していきましょと、サポートしましょと、こうした活動はまちづくりに大事なんですよというふうに謳っている訳ですよ。まさにこの総合計画実践してる場所ですたい。確かにこの場所だけじゃないかもしれませんが、そういう役割を担っているという意味では、私は財政の問題、それは今後の都市計画の問題、いろいろあるかもしれませんが、それはあくまでも行政側の内部の話であって、やっぱりこの行政運営は住民がいる訳ですから、町民の思いがそこないと行政運営できない訳ですから、これはこういう形で財源の問題だけの判断ではできないというふうに思います。まさにこの実践している総合計画、基本計画を実践している場所を住民から取り上げるというのはこれは許せない行為だと思いますんで、これはもう再考。いわゆる僕は質問の中で白紙に戻せというふうに言おうとしたんですけども、あくまでもそこはもっと検討して地域の

皆さんといろいろ協議する場が必要だと思いますんで、敢えて再考というふうに言わせていただいているんです。ですから、もう一度考えて、地域の住民の皆さんとゆっくり話すべきではないかと思えますけども。町長の考えがいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、副町長が申しあげましたように、この辺り一帯の開発というのが30年前から、まちづくりということで始まってきておる訳であります。その中でこういった職業訓練校の上という所も買い足しをしております、そして、そこを財源として使っていこうというようなことでやってきておる訳であります。先程申しあげましたように、これだけいろいろ使っていただいているということもございまして、その辺りは十分皆さん方と意見交換をしながらというふうには思っておりますけども、ただ、その為に高田越トンネルの上を公園化して、あそこを利用していただくということで公園の整備もしてある訳です。あれも多額のお金が掛かっている訳でございまして、そういったことで早く、安く解決することも町民の為になるということでございまして、その辺りも議員の方でも少しお考えいただければとそうように考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

なかなか思いが伝わらないのが非常に残念ですね。確かにトンネル上の公園がありますけども、ここを利用してる方々の多くは一定年齢がある方で、やっぱり歩いて行ける場所、近くにある場所。ここ高田越自治会の中にありますけども、利用されてるのは高田越自治会だけの方々じゃないんですよ。百合野団地からも来る。東高田からも来る。道の尾からも来る。1番適した場所な訳ですたい。中心部にあって。先程言いましたように中心部にこれだけ広い、いろんな競技ができる場所が無いんだ。というのが議会報告会の中でお出された訳ですよ。そういう思いが何故伝わらないのかなというふうに思うんですよ。財源の問題とか、今の事業計画の、それは分かりますよ。分かるけども、じゃあ、もっとここを検討してそういう問題も含めて住民の皆さんと話し合っ、住民の皆さんの総意をやっぱりきちっとこう取るというのが、私は必要だというふうに思うんですよ。それ無しに今の答弁だと、いやいやもうあそこに公園がありますから売却の方向で進めたいと。再考する考えは無いみたいな形で聞こえますんで、これはきちんと町長どうですか。やっぱり住民の皆さんと話すべきではないですか、地域住民の皆さんと。その中でいろんな判断をすべきではないかと思うんです。そこもできないですか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員がおっしゃってるように、私たちもいずれそういった形の決断をしなくちゃいけないということもありますでしょうし、そういった中におきましては、いろんな形で住民の皆さん方とも、今後とも話し合いをしながら一定の結論を持っていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

住民の皆さんとは協議をしていくということですね。そこは是非お願いしたいと思えます。何度も言いますが、近くに広い公園があるじゃないかとか、そういう理屈は成り立つかもしれませんが、ただ、先程言うようにあそこはこの高田全域から考えても1番中心部であり、あれだけ広い場所っていうのは他に無い訳です。言われてました、議会報告会の中でも。スポーツ施設は全部、岡の方にあってなかなか高田の地域にはそういう場所が無いんだと。そういう意味ではここがそういう役割を果たしてるんだというふうに言われましたので、是非、そういう視点からも全体を、いわゆる運動施設だとか、そういう健康維持だとか、そういう視点からもこの公園の在り方というのを単なる売却という形で考えるじゃなくて、そういう視点からも是非考えていただきたいと思えます。これ以上質問しても恐らく回答は同じだと思いますので、是非住民の皆さんの声を聴いて、そういう中での判断をしていただきたいということを再度要望いたしまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時25分まで休憩します。

（休憩 15時11分～15時25分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順10、喜々津英世議員の①幸福度日本一のまちづくりについての質問を許します。

11番喜々津英世議員。

○11番（喜々津英世議員）

最後の一般質問になりましたけれども、質問をさせていただきます。まず、誠に申し訳ありませんが、中程の（2）町民参加のまちづくりについての括弧は32年としておりますが31年の誤りでありましたので、字句の訂正をお願いいたします。

それでは、通告書により質問をさせていただきます。幸福度日本一のまちづくりについて。町長は2期目の町政運営に当たり引き続き行財政改革を加速化させ、子育て、教育、介護の3点をキーワードとして幸福度日本一の町を目指したいと表明しています。これらを実行する為には、更なる行財政改革の推進、住民参加型の協働のまちづくりに

対応する施策が重要と思われます。第9次総合計画の信頼から始まる参画と協働の項で7本の政策を掲げています。この中の施策7効率的な財政運営、施策2地区コミュニティ活動の推進を中心に関連する問題等について、お伺いをいたします。

まず1点目、決算数値等から見た財政の課題と対策について。平成28年度一般会計の実質単年度収支は2億8,400万円の赤字となりました。額の多少はありますが、平成19年度から赤字が継続しています。町税の収納率は全税目の合計で96.68%となり、平成元年度以降、最高の成果を挙げています。これは収納推進専門員の雇用の成果と共に職員の収納努力が実ったものと思われます。9月29日に県内市町の普通会計決算状況及び財政健全化判断比率の速報値が発表されました。長崎県一を続けていた財政力指数は2位となり、経常収支比率は92%となり、前年度より2.6ポイント悪化をしています。決算資料あるいは27年度決算の公会計財務書類に基づく本町の財政状況の分析を踏まえて、施策7に掲げる効率的な財政運営、自主財源の確保、公的資産の有効活用、徴収体制の整備の課題と対策を伺います。

(2) 町民参加のまちづくりについて。信頼から始まる参画と協働の施策には町民が主役、多様な町民参画の機会等の文言が書かれております。町政運営における町民参加の考え方を伺います。(ア) 31年1月に町制施行50周年を迎えます。記念事業、冠事業等については庁内で検討されていると思われますが、町民と共に祝う50周年の意味から企画段階から町民参加が必要と思ひますが、計画の概要と併せてお伺いをいたします。(イ) 地区コミュニティの活動は、平成26年にコミュニティまちづくり計画書が策定され、これに沿った活動が展開されていると思われます。主要自治組織は自治会ではありますが、加入率が年々低下していることは地区コミュニティの活動への影響も懸念されます。住民参加による手づくりのまちづくりが負担になっているとの声も聞かれますが、地区コミュニティ活動への支援、人材の育成の現状と課題及び対策をお伺ひいたします。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、喜々津議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目の御質問でございます決算数値等から見た財政への課題と対策という御質問でございます。第9次総合計画に掲げます効率的な財政運営での課題と対策でございますけれども、平成28年度の普通会計決算におきまして経常的経費がおおよそ96億円、前年度比1.9%の増加となっております。今後もこの傾向は継続していくと思われます。そういうところから経常的経費の見直しが大きな課題であるとそのように認識をしております。こうした状況の中で平成29年度当初予算編成時におきまして、経常的経費の一部につきまして5%減額のシーリングを初めて設定をいたしまして、今回はおおよそ8,000万円の削減に努めてまいった訳でございます。また、平成30年度当初予算におきましても、

引き続きシーリングの設定枠を行い、経費節減に取り組んでまいりる覚悟であります。

次に自主財源の確保及び公的資産の有効活用でございます。多くの自治体が財源確保を最大の課題であると位置付けているように新たに利活用できる財源を継続的に確保し続けることは、現状においても甚だ難しい状況ではございます。しかしながら基本的な町の姿勢といたしましては、生産年齢人口を呼び込むことにより将来に渡り安定した税収を確保することが肝要かと思えます。その為にも魅力ある町を作り、そのことにより若い方々を町に呼び寄せ、子供を産んでいただき、そして生活をし町を豊かにしてもらおうと、そういう意味での都市機能と自然環境が調和した暮らしやすいまちづくりに努めているところでございます。こうした中、先に述べましたとおり、当初予算編成におきましては前年度予算額の一定額を予算要求枠として設定するシーリング方式を導入いたしまして、需要費をはじめとする経常的経費の削減に努めてまいりる訳でございます。今後におきましても、引き続き国県補助金等の積極的な活用を図ると共に、国県以外のいろんな補助金につきましても関係機関における制度を十分調査し活用する等、常に研究、検討を重ねなくてはならないとそういうふうに思っております。また、普通財産等の利活用におきましても、未利用地の売却等を検討してまいりりたいと考えております。

次に徴収体制の整備でございますけれども、平成28年度から徴収体制の一元化を行い、収納推進課を中心として徴収業務の効率化及び徴収体制の強化を図ってきたところでございます。今後の課題及び対策といたしましては、滞納町税の解消は負担の公平性という観点からも重要な問題であり、法に基づいた徴収体制の確立が納税者の不公平感を無くし本来の自主納税に繋がっていくものと考えられております。引き続き関係所管と連携をいたしまして、徴収体制の整備充実、滞納者に対する徴収対策を強化してまいりりたいというふうに思っております。また、生活改善が必要と思われる滞納者に対しましては、平成29年度より新たに始めましたファイナンシャルプランニング事業を実施いたしまして、納税相談、金融対策、ライフプランの見直し等総合的な視点で支援を行い、経済的自立による安定的な納税に繋げることを目的とした対応をいたしております。今後も住民の生活困窮状態を解消すると共に生活再建を後押しできるように、各部署の連携強化を図ってまいりりたいと考えております。

次に2点目(ア)の町制施行50周年記念事業についての御質問でございます。御案内のとおり、本町は平成31年1月1日に町制施行50周年を迎えます。この記念すべき節目の年を迎えるに当たりまして、町民の皆様と共にこれをお祝いする為、様々な記念事業を実施してまいりたいと考えております。これまで事業の運営体制や大まかなスケジュール、また、庁舎内から記念事業の提案を募るなど検討を進めてまいりております。事業の概要といたしましては町制施行50周年を内外にアピールするものをはじめ、記念となる事業や既存の事業を充実するものなど、町民の皆様方の郷土愛を育むものを検討しておるところであります。今後、事業の実現可能性や経費などにつきまして、より詳細な検討を重ね、今年度中には住民の代表者も交えた委員会を立ち上げまして事業

案を提示すると共に、御意見や御提案をいただきながら事業計画を作成してまいりたいと考えております。

次に（イ）の地区コミュニティ活動への支援、人材育成の現状と課題及び対策という御質問でございます。まちづくりにおける地域住民のニーズが多様化、複雑化してきた現在、住民と行政が共に地域の課題を認識し、解決に向けて協働で取り組んでいく。そういう姿が求められていると考えております。このような中でコミュニティまちづくり計画は住民アンケートの結果を踏まえながら、コミュニティ役員を中心としたワークショップで現在の課題やコミュニティの目指すべき将来の姿について議論をいたしまして、参加者の意見を集約して完成をされたところでございます。今後、コミュニティまちづくり計画の推進を図る為に各コミュニティ運営協議会への補助金による運営支援を行いながら、町コミュニティ地区連絡協議会を中心に研修会や役員交流会などを行いながら人材育成を図ってまいります。また、職員研修の一環といたしまして、昨年より職員を各コミュニティへ派遣することにより、会議及び行事等に積極的に関わっていただくことで地域活動への参画を図っているところでございます。以上であります。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。ちょっと前置きが長くなりますがお許しをいただきたいと思っております。長与町の町長選挙は長い間、無投票ということが続いておりましたけれども、平成24年度の町長選挙で新人が現職に挑むという厳しい選挙戦を制して吉田町長が誕生した訳であります。これは町政への閉塞感といいますか、新しい風を町民は求めていたという表れであったろうと思っております。しかし、この風だけでは町政は上手くいかないということは事実であります。このいい例が東京都の例であろうかと思っております。都知事選を圧勝してその勢いで都議選に都民ファーストの会を作って、その圧勝を受けてまた国政にも手をかけ、その間、築地市場問題は迷走に迷走を重ねて、大変な混乱を東京都政には与えてしまった。衆議院選挙で負けると直ちに代表を辞任する。非常に無責任な、風頼りの政治はそこまでしかないなど、改めて私は感じたところであります。

本題に入りますけれども、昭和40年代以降、本町は公共施設の整備、インフラ整備、これにどこよりも早く取り組んできた、その結果が今日の長与町の繁栄を築いてきたものと思っております。しかし、その分、公共施設の老朽化等については御案内のとおりこれから大変な時代を迎える訳でして、そういった意味ではこれらの施設の更新、維持管理の為に改修あるいは統廃合、こういった問題に真剣に取り組むことが町長が言われる幸福度日本一の町に繋がるものと思っております。そこで、県はつい先だつての新聞で、40年以上続けてきた老人クラブへの助成金を廃止するという記事が大きく報道をされました。本町では昨年の12月議会で、公共施設の利用料を町民からもいただこう

ということで大きな住民の関心がありましたけれども、結果として議会はそれを通しました。若干、行政側のやり方にも不満が残ったきらいもありますけれども、やはり決断する時には決断するというのが町長に求められるものだと思っております。しかし、この利用料の徴収については声高に叫ぶ人の声がよく入ってまいりましたけれども、逆に当然だという声も多く聞かれたのも事実であります。そこで、この持続可能な行財政運営をしていく為には行政コストの見直しは首長の責任であろうと思っております。施設の統廃合をはじめ施設の複合化、あるいは先程の質問の中でも出ましたけれども公有地の処分。私は現職時代によく県なり、県の農協の中央会から言われたのが、遊休資産の処分は真剣に考えないとだめだという話がありました。遊休資産の定義が、当時は使用目的に叶ってない、いわゆる遊ばせとる。目的外に使ってるのもひっくるめて遊休資産だという表現でよく指導を受けておりましたけれども、そういった意味ではなかなか難しい問題でありますけれども、広く情報を公開して、そして広く町民の皆さん方の意見を聞くと。その大前提の下で、やはり町長は重い決断を下す必要がある。もう、そういう時期に来ておると私は思います。そこで、今申し上げた公共施設の老朽化等問題、あるいは財政問題に対処する為の町長の考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今日の議員からのいろんな質問をいただきました。その中で私も1番基本的な問題としてるってということにつきましてお話ししましたのが、やはりある魅力あるまちづくりをしなくちゃいけないと思うんですよ。魅力あるまちづくりをしないと人が入ってこないということでございます。先般、土地の公示価格が出てました。21市町村のうち18市町村が下がってました。3地域が上がったんですね。その中で長与が11.2%の値上がり率ということで1番高かった訳であります。それはやはり長与町に来て住みたいという方が多いということだと思っております。だから、そういった方が多いということは、そこにいていただく議員たちの活動もそうですけれども、母子保健推進委員の皆さん方とか、学校の先生方とか、それぞれの立場でそれぞれの方々が一生懸命やっていたことがやはり町の魅力づくりに繋がっていつてるんじゃないだろうかとは私は考えております。そういった形で若い人たちが長与町に入ってきて、子供を産んでいただいて、そして町の財政を豊かにしてもらおうとこういったものが、まず基本にあるんじゃないだろうかということでございます。その中で長与町のまちづくりを見た時に何が大事かなっていうことを考えます時に、1つは子育て。2つ目は教育。3つ目は介護つまり福祉の問題でございます。こういったものをきちんと取り組んでいく。その為には行財政改革をやって無駄を省く。そして、まちづくりをして財源を広めていくと。だから、まちづくりをするというのも今非常に苦しい時でありますけれども、しかし、先行投資として考えれば、その後税収が増えてくる訳ですので、私は歯を食いしばって今は耐える

べきだと思ってます。耐えながらまちづくりをしていくと、そこに魅力を、付加価値をつけて、多くの方々が入ってきてもらう。ちょうど長崎駅の再開発が今始まっています。新幹線ができるということで再開発が始まってまして、それから複合施設ができる。あるいは、いろんな県の施設もできましたし、県警の施設もできました。そうしますと益々以て、この長崎本線の魅力というのも出てくるんじゃないだろうかと。その時には、それから町を作るのはもう遅いんでありまして、今、そういった面での受け皿づくりという形で長与町を捉えていくと、捉えてもらうと。そういったことを今考えながら取り組んでおるところでございます。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

後でまた、関連した事で、町長の御意見を伺いたいと思いますけれども、次に進まさせていただきますと思います。

総合計画の施策7で4つの取組事項が書かれておると思います。その中からいくつかポイントだけを質問をさせていただきたいと思います。まず自主財源の確保ということでありまして。公共資産の売却というのは自主財源といっても短期的なものでありまして、やっぱり持続可能な歳入を確保するという意味では自主財源の確保というのは非常に重要になってきようかと思えます。町税の収入につきましては平成24年度以降、44億2,000万円から45億8,000万円程度で推移をしております。しかし、町税を含む自主財源の比率が大体45から48%ぐらいでずっと推移をしております。平成28年度はここ5年間で最も低い45.2%という決算の結果であります。この各計画を見ますと毎年同じような考え方で、適正な課税客体の把握とかそういったことでありましてけれども、やはりここに来ると、もう少し具体的にこの自主財源、どう確保していくかということが大事になってきようかと思えます。そこで、この町税収入の確保対策、あるいは今後、自主財源比率がどのような動きを見せるのか、どのように予測をしておるかということについてお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

お答えいたします。税収につきましては微増で推移するものと考えております。あと自主財源比率ですけれども、自主財源である町税の方、こちらが微増ではあるものの依存財源である地方交付税、それと国県支出金。こちらの方、まだ動向が不透明でございます。したがって、今の時点で予測することは困難でございますけれども、これまでの傾向を見れば同水準で推移していくものではないかと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

この自主財源の確保の項の中で主な取組として、ふるさと応援寄附金制度の有効活用と、総合計画の中に入っておりますけれども、29年度当初予算では前年実績を下回る2,000万円が寄附金収入として計上をされております。入りを図って出づるを制すということがありますけれども、過度な計上は逆にマイナスになりますけれども、自主財源の確保の観点から考えますと、ふるさと応援寄附金の有効活用とありますが、活用の前にいかに集めるかということが大事であります。そういった意味ではこの後、補正の中で1,800万円ほど補正が組まれておりますので、もうこれ以上あんまり申し上げませんけれども。要は、今後も対策を取っていくのか、あるいは寄附金が集まってくるのを座して待つのかといずれかであろうと思います。それで今後、当初2,000万円しか計上していなかったものを1,800万円余補正した。これが予定外の寄附が集まったと考えるのか。本町の一定の返礼品、そういったものをひっくるめて評価をされて集まったのか。どういうふうに分をされておるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

ふるさと納税寄附金については当初で2,000万円見込んで、補正でも上げてるんですけれども、その中で確かに寄附金が集まれば当然収入も増えるんですけれども、それに伴う経費の分及び人件費の分も合わせて支出がされるということで、ただおっしゃるとおり、今後、ふるさと納税も自主財源の確保には活用していかなければいけないと考えております。しかしながら、今総務省において過度な返礼品競争を行うべきではないという見解も示されておることから、基本は現在のやり方を今後も実施をする。でも、その中でも寄附金の増額に繋がる手法については、今後も研究検討を続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中嶋産業振興課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

今までに寄附を募る方法としまして改善点といたしまししょうか、そういう取組を行った経緯ですけれども、インターネットを通じた申込が、ほとんどが主流ということでございましたのでクレジット決済での申込。それから今年の6月になりますが、申込窓口の拡大ということで新たなポータルサイト運営会社との契約を行いまして寄附を募っております。今日の答弁の中にもございましたけれども、返礼品についても6品目だったのを38品の103種類というようなことで、返礼品の充実を図っているところでございまして、一定産業の振興という立場から返礼品に伴う町内業者の所得向上とか、産業の活性化ということで第一に考えてまいっておる訳でございます。今後も先程から総務省の話がっておりますけれども、そういうところもいろいろと視野に入れながら、ガバ

メントクラウドファンディングという方法もございます。他町の事例も参考にさせていただきますながら今後も更なる充実に励んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

自主財源の確保という部分からいきますと、もう1つ大きなものが高田南土地地区画整理事業の早期完成だと思うんですね。というのは、いわゆる山林とか原野とか課税されていたものが、当然道路とかそういうものに潰れる部分もありますけれども、宅地として課税をされる。そうすると、これは固定資産税あるいは都市計画税として計算できる税金になってくる訳ですね。高田南の問題は直接通告をしておりますので、これ以上は言いませんけれども、やはりそういった意味でも町政は全て絡んだという考え方からいくと、やはりこの高田南についてもしっかり対応していただきたい。これは私の思いだけ言って終わります。

次に課税をするのは簡単ですが、問題は課税したものを徴収する。これが大事であります。平成28年度の決算で町税の収納率は平成元年度以降、最高の収納率を上げているということから特段申し上げることはありませんけれども、しかし、収入未済額のうち、いわゆる滞納繰越額3億1,900万円、全体で特会ひっくるめてあります。やはりこれだけの滞納未済額はある訳ですから、今後、更に努力をしていただきたいと思っておりますけれども、今年度からファイナンシャルプランニング事業を取り入れて、安定的な納税に繋げるということで、先程も同僚議員の質問の中でちょっと答弁があったように思いますが、多分1人だったと思うんですが、この方の勤務形態と、それから、これまでの滞納者と面談をした上で分割納付、あるいは債権の回収流動化。これに繋げた案件がどういう実績があるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

まず以て、一般質問、再質問におきまして、専門員の成果及び関係職員の努力につきましてお言葉をいただきまして、10月に亡くなりました松尾前専門員と職員に代わりましてお礼を申し上げたいと思っております。職務の励みになることと考えております。本当にありがとうございました。今後とも議会と一緒に成りまして、町民の為に頑張る所存でございます。

内容につきましては、今、お話がありましたように従来から町税の滞納者に対しまして納税相談、分割納付に繋げてまいりました。昨日もお話ししましたが、本年度も11月末までに381人に対しまして受付をしております。昨日、金額を申しましたが、これにつきましては現年度分も含んでおります。現年度分を含むということは滞納者だけではなく、生活困窮に陥った原因がありまして、その原因に対しまして対応という形で、

昨日、申し上げました金額になっております。この内容につきましては何らかの理由により納期限内納付が難しいという方々につきまして、現在、生活状況に応じた月々の支払い可能額に対しまして分割対応をさせていただいておる状況でございます。しかしながら、その限界にきている状況というのが見受けられます。今までの対応で行ってきた分割は、実際一括では払えない方が滞納され、分割申請を行うような案件が多うございました。収納推進課でも毎年対応してきたことによって、ある程度先が見えている状況にあります。そういう中で先程も申しましたけども、生活困窮の内容につきまして、やはり今までと違う、その方々の収入の不足や借金の問題等様々な金銭的問題を抱えている方が多数存在することが判明してきたということになります。そういうことでファイナンシャルプランナーの方を採用させていただきまして、今までの滞納者の方に対しましてですが、家計の収支、ローンの返済計画の見直し等、家計全般の総合的な判断の指導をしていきたいというふうに考えております。これによって今まで対応してきた方々につきましては、そういう一括で納付ができなかった方を対応としてきた流れの中で、今後行う必要があった状況としましては、やはり経済的自立を促して納税の基盤を作っていくような方向転換をする部分が必要になってきたのではないかとということで、今回のファイナンシャルプランナーの方を採用している状況でございます。滞納整理型から生活改善型へ変更していくというような形が今までと違った対応になってくるのかなというふうに考えております。また、この勤務形態でございますが、一応平成29年4月1日から平成30年3月31日までの業務期間におきまして6日間、時間帯にしましては9時から20時までを原則としまして、6時間以上の対応という形で対応させていただくようにしております。現在のところ3回実施をさせていただき、23件の相談を受け付けております。その成果的なものでございますが、現在、現年度と滞納を合わせた形で6件の方の収入に導いた金額が259万円程度でございます。完納者は112万円程度でございますが、その相談による結果、分割を含めた金額でございます。完納者につきましては当然ですけども、先程言いました生活改善に繋がるということで安定的な納税に繋げてまいりたいという趣旨からしまして、成果と言えるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

成果は上がっておるというふうに思っております。基本的にはこのファイナンシャルプランナーとそれから従来の収納推進専門員、この2つの2頭立てで、それぞれやっばり補完し合ってやっていくということが大事だろうと思っておりますので、今後とも引き続き努力をしていただきたいと思います。そこで、先程滞納繰越額は3億円以上あるということをお申し上げましたけれども、例えば町税とか国保税とかいわゆる公法上の債権は行政執行側に一定の強制徴収権がありますけれども、それ以外の水道料金とか公営住宅使

用料、こういったものは私法上の債権で裁判所の手を煩わせないと法的措置が取れないということがあります。そうしますと民間の手法でありますので、一概に行政には当てはめることはできないということは十分分かっておりますけれども、そういう滞納者を破綻先、もういわゆる見込みが無い破綻先、それから実質破綻先、それから破綻懸念先、放っておくと破綻してしまうよと、そういう債務者区分とこのものを分けて管理をしていく。まさに、このファイナンシャルプランナーはそういう役割を担っていただけるものじゃないかなと思っております。したがって債権管理の手法として、そういった債務者区分と言います。滞納、延滞先を区分をして、優先的に取り組むものはどれとどれかと。そういったものを区分していく為の手法も取るべきじゃないかというふうに思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

私の方は今、おっしゃったように強制徴収、公債権の回収を担当しておりますが、全体的なお話でまいりますと当然ですが、我々の方も徴収対策本部の関係で事務局もしておりますので回答させていただければと思います。今おっしゃったとおり滞納者の対応していく中で、我々の方の地方税法には当然でございますが滞納処分という形で対応できる部分があります。今言われた区分につきましては、当然我々は徴収がメインではございますが、滞納処分という形の税法上の中には、当然、不納欠損であったり執行停止という形で破綻をされた方々をどう対応していくかという区分もその中でできるようになっております。そういうことで当然、我々が今採用しておりますファイナンシャルプランニング事業の中でそういう事案が考えられる方を優先して相談に乗っていただいているのが現状でございます。当然でございますが、これは本人の同意の下に行われる事業でございます、我々がいくらそういう気持ちがあり、御相談させていただきたいということでお話をするんですが、今現在のところは件数が少ないということもございまして、無事にそういう方々の生活改善に繋がっていったり、そういう区分分けをしたことによりまして債権の見直しができる、いろいろな破綻事業であったり、その分についての支払いはする必要が無い部分があるんですよとか、そういう指導もできるようになっております。ただ、私債権を含みました非強制徴収債権につきましては他課の所管が関連してまいる事業でございます。それで、区分分けにしましても強収、徴収、滞納整理ができない部分がございますので、これにつきましては当然裁判を含んだ形で対応していくようになってございます。ただ、裁判関係に持ち込むような案件でございますので対応が難しいと思いますが、昨年度からいろいろ検討がされてるようでございますので、その中で対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

いわゆる収納推進課の手を煩わせない為には、いわゆる現年課税分をいかに収納するかということが重要になってくる訳であります。私は監査委員を務め始めたのが22年度の決算からでありましたけれども、その時に一般会計、特別会計合わせて5億9,900万円延滞がありました。28年度の決算では4億400万円でありますので約1億5,500万円延滞が減少した。先程、職員の努力と褒めたところお礼を言われましたので、もう一度褒めたいと思いますが、本当にこれは、そういった職員の努力が納税者の納税意識の向上に繋がってきた。これはもう間違いないものだと私は思っております。しかし、まだ4億400万円も延滞があるという事実は事実ですので、これを出さない為にいかに所管が努力をするかということが大事だと思います。そこでもう手短にお願いしたいんですが、税務課長、それから健康保険、国保税の収納担当、それから町税の収納担当の課長にどういうふうを考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えいたします。課税と徴収に関しましては一連の業務の中にあると私たちも捉えておりまして、もちろん適正な課税の下、納税をいただいているというふうな解釈をしております。そんな中で現年度分の徴収率を上げることが非常に大事で、滞納分に繰り越さないということも十分認識しておるつもりでございます。まず、相談等を窓口で私ども受けるんですが、その中で相談内容等をしっかり把握をして、それからスムーズな誘導に繋げるよう情報の共有等を図っておるところでございますが、引き続き関係課との連携を図りながら収納率の向上、それから収納徴収業務、この辺に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

健康保険課では現年度分課税、特に納期内に納めていただくように現在、広報やホームページでのPR、また月毎に納付書を送ることによって忘れっというのも減らしていくという方法。それと、特に力を入れてますのが口座振替の推進ということをしております。その他に申告の働きかけや資格の適正化とかを図って、適切な賦課ができるように取り組んでおります。しかしながら、まだ2億円余りの滞納繰越額がありますので、今後も少しでも減らせることができるように収納推進課、税務課、関係機関と連携を取りながら、しっかり取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

収納関係でもう1つお尋ねをします。町税等徴収対策本部というのを作っていただいております。これも総合計画の収納推進課の所管業務で書かれております。平成28年度に何回開催をして、どういうことを協議し、そしてまた、それを各所管職員に周知をしたのか。これについて、できれば簡単をお願いします。

○議長（内村博法議員）

宮崎収納推進課長。

○収納推進課長（宮崎伸之君）

28年度でございますが、本部会議を1回、それとワーキング部会という形になりますが職員全体を対象としました研修会を1回開催しており、合わせて2回ということになります。内容につきましては、各所管の実施内容の問題提起、決算も含めまして、本部会議ではそれぞれの所管から情報をいただきまして、それについて各所管の意見を述べていただいているという内容になります。また、今まででありましたら一元化問題とか、いろいろな問題を検討してきた流れがございます。それと研修会につきましてはFP手法による生活再建の滞納整理についてという形で、昨年からの動きでそういう研修会を行っています。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

実はもう1つ質問したかったんですが、もう時間がありませんので。時間があればこの問題、後で質問をさせていただきます。

次に財政問題に入らせていただきます。平成29年3月に27年度の統一的な基準による財務書類というのが町のホームページで公表をされております。この公会計財務分析については、私たち議員も29年度の議員研修計画に基づいて11月13日に実施をいたしました。これらを踏まえて質問をさせていただきたいと思っております。研修では講師から公会計財務書類を基に9つの指標の分析を示していただきましたが、その中で、長与町で1番問題なのは有形固定資産減価償却比率、別名資産の老朽化比率と言うことでありますけれども、これが74.25%で、適正と認められる比率が40から50%ということですので、非常に老朽化が進んでおるということを指摘いただきました。また、将来負担比率。これは資産の保有額と地方債の額を比較した比率でありますけれども、本町は37.6%、類似団体の中でも高い数値となっております。ここら辺を踏まえて、この数字をどう捉えているのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

今、議員から御指摘ありました資産老朽化比率74.25%ということで、老朽化対策については劣化状況調査等の結果を受けて、財政負担の平準化を図りながら計画的に

修繕、更新、そして施設の統廃合も視野に入れながら、今後実施をしまいたいと思っています。次いで将来負担比率、本町は37.6%ということで、これは資産の保有額と地方債の額を比較した数値でございますけれども、こちらの指数を算出する際の地方債の額には、一般会計の地方債残高142億円の中に63億円の臨時財政対策債というのが含まれております。この指標においては臨時財政対策債の方をちょっと過剰に考慮してあると財政としては考えておりますので、一概にこの指標を以て将来世代の負担の増加には繋がらないのではないかと考えております。また、地方債残高が当町は多いということもですが、そのことにつきましては、当町が過去において積極的に事業を展開して、投資してきた結果であると捉えておりますので、今後も将来世代のニーズを考慮した上で真に必要な事業、そちらの方に投資をして、投資する際も取捨選択、優先順位等検討しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

それでは中期財政計画について若干質問をさせていただきたいと思います。歳入に占める自主財源の問題、あるいは資産の老朽化、将来世代負担比率等を考慮すると、健全で持続可能な財政運営を維持していく必要があるかと思っております。資産の老朽化に伴う施設の計画的な改修、更新は必須であり、また高田南土地地区画整理事業、図書館の問題等財政負担が大きい事業が山積をしております。総合計画あるいは公共施設等総合管理計画等は、この財政の計画抜きには私は語れないというふうに思っております。あくまでもセットした計画でなければならないと。恐らくこれは財政課の方では中期財政計画は策定をしておると思っております。ただ、これが公開されていないというのが非常に残念であります。ネットで調べてみますと本町よりも人口が少ない予算規模も例えば70億円、人口2万人。これぐらいの町でも中期財政計画を策定してホームページで公開をしております、そして住民の声を聞く。そういったことをやっております。この財政問題は、理解を深めるということは一朝一夕にできるものではないということは私も十分理解をしておりますけれども、一般質問の答弁の中でも財源の問題、財政の問題出てきます。御理解をいただきたいと言われます。しかし、我々議会にも説明は無い訳ですね。説明が無いまま理解をしてくださいでは、やはりこれは片手落ちだと。したがって、私は何を言いたいのかと申しますと、こういう財政問題で例えば売却をしなければならん、先程話も出ました。そうしますと、そういった問題もやっぱり示しながら、町民の理解を得るという努力がなされなければならない。その初めに町民の代表である私たち議会、議員に対してもっと資料を提示して説明をしていく。当然、中期計画でありますから毎年見直しをします。決算の状況あるいは国の動向、こういったもの踏まえて恐らく見直しが必要でございましょうけれども、そういったものも含めて議会にも公開をして、意見を聞くべきだとそういうふうに私は思っております。町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

中期財政の見通しでございますけれども、これについては、財政課において国の動向、社会の情勢、決算状況等見極めながら毎年度、内部的に作成をしております。御指摘のとおり長与町においては財政負担の大きい事業が山積しております。これからは中期財政の見通しについて、議会に対しても説明をする機会を検討していきたいと思っております。ホームページ上においても、そういった財政状況の見える化が国の方からも要請をされてますので、そういったものを踏まえながら、今後はホームページにおいても、財政の見通し等につきまして公表をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

是非公開をして、それが町民と共にと言われるその第一歩になる訳ですよ。そう言いながら、なるべく情報は出すなということでは、おかしいことになってまいりますので是非そうしていただきたい。特に今ホームページ上でも公開をということだったろうと思います。これはもうまさに今申し上げましたけれども、総合計画の中でも多様な協働の環境づくり中で、まちづくりを町民と共に考え、実践していく協働は本町の行財政運営の基本的な考え方の1つです。明確に謳われておる訳ですね。やっぱり一緒になって考えていくという、その為の第一歩として捉えていただきたいと思っております。

ちょっと時間がありませんので、町民参加のまちづくりの中でコミュニティの問題、自治会の加入率問題等については、先程同僚議員の質問の中でも答弁がございましたので、私はコミュニティの問題で質問をさせていただきます。これは、前回の総務文教委員会の中でも所管には申し上げております。あるコミュニティ運営協議会が、その役員が中心になってNPO法人、特定非営利活動法人ですか、コミュニティを作っております。そして、この定款を見ても目的、事業、こういったものはまさにコミュニティのまちづくり計画書に掲げられたものと何ら遜色はないものが定款に書かれております。そうすると町としては、今度はコミュニティの中にそういうNPO法人、協働から始めるまちづくりですか、この中にもNPOの問題がかなり書かれておりましたけれども、これは法人格を問わないということを書いてありましたけれども、このNPOは法人格を有しております。そうするとこの法人にコミュニティから事業の委託料みたいな形で、町が出した補助金からそのNPO法人にまた資金が流れておると。これはやっぱりよろしくないんじゃないかなという思いはしたんですが、これは行政としては特段問題ないのか、まずそこを伺います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

まず、NPO法人ということでございましたけども、NPO法人というのは特定非営利活動促進法による設立をしております、本町におきましては9つの団体が県に登録されております。その中で御質問をされた地区というのが、多分、特定非営利活動法人北部コミュニティ長与ではないかと思っております。そこにつきましては、先程ちょっと申しましたように各コミュニティとの連携ということでありますけども、NPO法人とコミュニティは別物というふうに考えております。また、各コミュニティにおきましても、それぞれ総会等を開き、その中で決算報告等を行いながら各種事業を展開していただいておりますので、本町としましては各コミュニティへの助成金は今後も続けながら、また、NPO法人から、もし補助申請等がございましたら、その事業の内容または補助基準に基づいて判断をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

喜々津議員。

○11番（喜々津英世議員）

私は心配するのは、なし崩し的にコミュニティの協議会の事業がそっちの方に流れていって、本来の趣旨を失ってしまったコミュニティ連絡協議会になってしまつては困ると、警鐘を鳴らす意味で申し上げました。したがって、是非、今後そういったNPO法人化を図っていくということ、コミュニティの中にそういうものを作るものではないということをお聞きしたので、それはそれとして私はよしとしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時25分）